

昭和47年11月2日

恵庭市長 樋本貞一 殿

恵庭市総合開発計画審議会

会長 水本 熊次郎

恵庭市総合開発計画基本構想

基本計画の答申について

昭和46年8月24日に諮問された、恵庭市総合開発計画基本構想・基本計画について、別紙のとおり答申いたします。

基本構想・基本計画の答申にあたり

総合開発計画は、地域の開発構想を基本的に樹立し、行政主体として行政の運営を合理的に執行するための指針となる性格をもち、恵庭市の将来像とまちづくりの目標を基本的に設定すべきものと考えられる。

審議会は、この基本認識を合意し、さらにこのまちに住み、働く人々の意識をくみとり、対話のなかから引き出された施策を掲げることとし、このため特に、市民の福祉・保健衛生・農業・商工業の振興、教育問題などについて、広く関係者の意見を聴取した。

基本構想については、道央圏における立地条件を長期的視野でとらえ、先導的な土地利用構想を明かにし、面・線・点の開発を推し進め、生活環境の充実・都市基盤の整備をはかり、市民の福祉を増進することを主要な課題としてとりあげ、基本計画は、基本構想に示された課題を実現する具体的な基本施策として、各専門部会でとりまとめられたものである。

この答申は、以上の考え方にもとづき作成されたものであり、この目標の達成には、現在の地方財政制度からみて、かなりの問題点があるものと推察するが、推進体制を確立し、今後、市当局においてすゝめられる総合開発計画の策定にあたつては、可能なかぎりその実現をはかるよう要望する次第である。

目 次

第1 恵庭市の将来像とまちづくりの目標	1
第2 基 本 方 針	3
1, 計画作成の意義	3
2, 計画の性格	4
3, 計画の構成	5
4, 計画の期間	5
5, 計画の指標	6
第3 土 地 利 用 構 想	8
1, 自然環境の保全	8
2, 農業地域の保全	9
3, 都市開発区域の範囲	9
(1) 市街化区域整備の方針	9
(2) 特定地域の開発方針	10
ア, 恵庭インターチェンジ周辺の開発	10
イ, 西島松地区の開発	10
ウ, 国鉄千歳線以東の開発	10
第4 施 策 の 大 綱	11
1, 市民が快適に暮らせる生活都市の実現	11
(1) 生活環境の整備と福祉の向上	11
ア, 住区の設定	11

イ，住宅の建設	1 2
ウ，上下水道整備の拡充	1 2
エ，清掃施設の整備	1 3
オ，保健・衛生	1 3
カ，公園・緑地	1 3
キ，公害対策	1 4
ク，演習場対策	1 4
ケ，消防・防災	1 4
コ，交通安全対策	1 5
サ，防犯対策	1 5
シ，社会福祉の充実	1 6
(2) 教育文化の向上	1 6
ア，学校教育の充実	1 7
イ，社会教育（体育）の充実、文化活動の推進	1 7
2，豊かで創造的な生産都市の実現	1 8
(1) 都市基盤の整備	1 8
ア，広域的都市間交通網の整備	1 9
イ，市域道路網の整備	1 9
ウ，運輸通信施設の整備	2 0
エ，土地開発	2 0
オ，水資源の確保と治山・治水の対策	2 1
(2) 産業の振興	2 1
ア，農業	2 2

イ，工 業	2 3
ウ，商 業	2 3
エ，観 光	2 3
3，行 財 政 計 画	2 4

参 考

審議の経過

審議会の構成

第 1 恵庭市の将来像とまちづくりの目標

道央都市圏を構成する一員としての認識にたつて、都市基盤を整備し、産業の振興をはかり、市民が希望のもてる生活環境をつくりだすため、次の将来像とまちづくりの目標を設定すべきである。

- 市民が快適に暮らせる生活都市をめざす。

- (1) 緑の多い自然の姿をより豊かにとり入れた、住みよい街の建設につとめる。
- (2) 教育文化の向上をはかり、創造性豊かな人間能力の開発につとめる。
- (3) 社会福祉を充実し、すべての市民が健康で明るい生活ができるようにつとめる。

- 豊かで創造的な生産都市をめざす。

(1) 農業構造の改善を推進し、道央都市圏内における食糧供給基地としての確立をはかる。

(2) 道央都市圏における位置づけから、地域に即した企業の誘致につとめるとともに、商工業の振興をはかる。

第2 基 本 方 針

1 , 計 画 作 成 の 意 義

恵庭市は、もともと農業を基盤としてひらけてきた地域であるが、昭和25年以降自衛隊の駐とん・国道36号線の舗装完成により急速に発展が進み、人口急増と市街地の形成によつて商工業都市と札幌市の衛星都市化という方向をとりつつ、在来の地域形態を大きく変ぼう発展しようとする傾向をみせている。

さらに、道央新産業都市圏の中央部に位しており、間もなく完成が予想されている国鉄千歳線の複線化・電化およびすでに千歳－札幌間の開通をみた北海道縦貫自動車道の延長など、輸送力の飛躍的増大は、恵庭市の性格を大きく変えようとしている。

地域開発によつて、運輸通信網のもつ意義は、決定的と言える大きな力をもっている。従つてそれが、道都札幌市および重化学工業都市苫小牧市の二大拠点の中間に位置する恵庭市によつて、その影響はきわめて大きい。

農業を中心に組み立てられた市の構造は、こうした外からの巨大な力によつてゆり動かされてきたが、これに対応して、将来の方向をあやまりのないようにするためには、長期的展望にたつた課題を探り、動向を見定めなくてはならない。

特に、経済の高度成長に伴つて、市民生活も向上している反面、多様化・複雑化によつてひずみが現われてきたが、これを是正するため、行政水準の高度化が要請される。

このようなことから、恵庭市をとりまく自然的・社会的諸条件を認識し道央ベルト地帯の急激な発展に調和を保ちながら、理想的なまちづくりをするために、長期的視野に立つて、恵庭市総合開発計画を作成し、市民ひとりひとりが、安全で健康でしかも能率よく快適に暮らせる地域社会を建設すべきである。

2 , 計画の性格

この計画は、市民の意向を体して恵庭市の将来発展すべき方向を想定し、その進路に介在する諸問題を解決するための施策を掲げるものであつて、恵庭市の行財政活動は勿論のこと、広域的な見地にたつて、国・道および民間の領域までも含むすべての部門の基本となる長期総合的な目標と施策を示すもので、

- (1) 地域の開発構想を基本的に樹立する。
- (2) 行政主体として行政の運営を合理的に執行する。

ための指針となる性格の二面を併せもつものとすべきである。

3 , 計画の構成

この計画は、

長期構想としての基本構想

中期計画としての基本計画

短期計画としての実施計画

の三段階に分けて構成すべきである。

4 , 計画の期間

(1) 基本構想の目標年次は、昭和60年とすべきである。

(2) 基本計画にあつては、10ヶ年とすべきである。

(3) 実施計画は、3ヶ年とすべきである。

5 , 計画の指標

昭和60年次における人口を67,000人と設定し、次の主要指標の達成につとめるべきである。

主 要 指 標

区 分	単 位	基 準 年 次 昭和 4 5 年	前 期 昭和 5 5 年	後 期 昭和 6 0 年	55年/ 45年%	60年/ 4 5 年%
総 人 口	人	34, 449	55, 000	67, 000	160	194
0~14才	人	9, 871	14, 500	16, 800	147	170
15~64才	人	23, 362	37, 400	45, 800	160	196
65才以上	人	1, 216	3, 100	4, 400	255	362
世 帯 数	世 帯	8, 705	15, 000	19, 100	172	219
工 業 出 荷 額	億 円	113	456	617	404	546
商 業 販 売 額	億 円	87	351	475	403	546

第3 土地利用構想

総合開発計画は、もとより設定した将来像とその目標の達成にあるが、長期的な土地利用構想を明らかにすることにより、先導的役割をはたすことに大きな意義がある。

したがって、土地利用構想は、この計画で設定した目標年次（昭和60年）に限定することなく、道央圏の発展を長期的視点でとらえ、広域的な面も配慮して、積極的に開発行為を推進する一面と開発を規制する側面を体系づけることより、自然と空間のある都市化を推進し、田園都市的性格を具備した健康で文化的な近代都市を建設すべきである。

1. 自然環境の保全

山岳丘陵地域および市域内の河川敷などは、森林のもつ機能と緑地としての認識を新たにし、一部農用地を除いては、その保護育成につとめるとともに、観光・レクリエーション地域として活用すべきである。

２， 農 業 地 域 の 保 全

大規模圃場整備の実施および計画区域を中心とした東北部に広がる農地は、将来とも農業地域として保全し、この地域は市街化を規制すべきである。

３， 都 市 開 発 区 域 の 範 囲

現在の市街化区域および市街化調整区域のうち「自然環境保全地域」「農業地域」以外の地域は、「都市開発地域」として設定すべきである。

この地域は、長期的視点にたつて設定するものであるから、その開発にあたつては、弾力的な含みのある計画のもとに、都市化の推進をはかろうとするものであり、その整備の基本方針は、次のとおりとすべきである。

(1) 市街化区域整備の方針

市街化区域として開発する地域は、適正な用途地域の配置によつてその専用化をはかり、それぞれの機能分担をたかめるために、都市計画事業の積極的な推進と開発規制措置をこうじて、住みよい環境のまちづくりにつとめるべきである。

(2) 特定地域の開発方針

ア、恵庭インターチェンジ周辺の開発

この地域はモータリゼーションの進行に対処した利用を基本とし、流通業務施設の集積化および観光・レジャー施設の整備をはかるべきである。

イ、西島松地区の開発

柏木川流域の自然環境を生かし、市民の休養と保健・体育向上の場として「市民交流の森」（仮称）を造成すべきである。

西島松北地区は、都市化の進展に応じて将来工業専用地域とすべきである。

ウ、国鉄千歳線以東の開発

国鉄千歳線の電化および将来予想される近代的な都市間交通の開発整備に対処し、南島松地区などを大規模住宅団地として開発すべきである。

第 4 施 策 の 大 綱

1 , 市民が快適に暮らせる生活都市の実現

(1) 生活環境の整備と福祉の向上

最近の経済の発展に伴い、都市は過密化し、大気汚染・水質汚濁などの公害、さらには交通公害、上下水道・し尿・ごみ処理などの環境施設の立ちおくれによつて、深刻な都市問題が発生している。

本市もこの例外ではなく、道央圏における広域的な都市化と拠点開発による工業化が進行したならば、当然予想される問題である。

幸い、本市は、田園的で豊かな農地と緑があり、きれいな水と空気を享受できる環境を残しているので、この自然を守り、市民が快適に暮らせる生活環境を整備し、福祉を増進することは、総合開発計画の重点課題とすべきである。

ア、住区の設定

市民の日常生活に関連する諸施設を適正配置し、新しい地

域社会づくりを推進するため、人口8千人～10千人を対象とする住区を設定すべきである。

イ、住宅の建設

市民の生活基盤である住宅は、一世帯一住宅・一人一室を確保するよう公営住宅など公的資金による住宅建設の促進と、民間自力住宅建設の誘導措置をはかるため、宅地造成を含む住宅建設計画を樹立し、積極的な開発を推進すべきである。

ウ、上下水道整備の拡充

上下水道は、都市を構成するため必要不可欠の施設であるので、積極的に整備を促進すべきである。

上水道は、第二次拡張事業を推進するほか漁川ダムの建設を促進し、石狩東部広域上水道計画を推進すべきである。

下水道は、既成市街地の整備を重点に区域拡大をはかり工場排水の処理も含め、終末処理場の建設を推進すべきである。

エ、清掃施設の整備

美しいまちづくりを推進するため、広域的な配慮のもとに近代的な焼却場などの建設をはかり、衛生的なごみ処理を促進すべきである。

し尿処理については、終末処理場との関連を考慮した整備をはかるべきである。

オ、保健・衛生

市民の健康を守り、保健衛生に対する正しい認識を深めるため、予防面を重視し、母子保健・精神衛生・成人病およびその他健康の障害の早期発見と早期治療を積極的に推進するため、健康管理センターの建設、広域的な観点にたつた総合病院の建設を含む総合医療体制の確立をはかるべきである。

カ、公園・緑地

土地利用構想にもとづき、市民交流の森（仮称）・環状緑地・緩衝緑地を造成し、土地区画整理・宅地造成など新市街地の開発にあたっては、公園・広場を積極的に設けて

市民と緑の関係を深め、住みよい環境をつくるべきである。

キ、公害対策

公害の防止は、市民全体の責務である。この認識にたつて、監視体制の強化・検査機能の拡充整備・公害防止協定の締結など積極的な施策を展開すべきである。

工場排水・家庭排水など処理施設および環境衛生施設を充実して、河川の浄化をはかり、水質の保全につとめるべきである。

ク、演習場対策

演習場など基地の存在によつて市民がこうむっている被害については、防災・防音対策を中心に、国の施策と財政負担により、民生安定施策を積極的に促進すべきである。

ケ、消防・防災

防火地域・準防火地域の指定を拡大して、防火建築の普

及をはかり、消防庁舎を移築して、消防組織の強化・消防施設の充実・予防体制・救急業務の整備など消防体制の充実をはかるべきである。

特に大災害に対処するため、災害対策本部の機能充実・無線など情報設備・防災機材の備蓄・避難場所の確保・危険個所の点検など総合的な防災対策を樹立すべきである。

コ、交通安全対策

国道36号線のバイパス建設を中心に、通過交通量の緩和をはかり、道路の機能を明確に区分し、立体交差・信号機・横断歩道橋など安全施設の充実、交通規制の適正な運営をはかり、交通安全指導員制度の充実と、市民団体の連携により、交通安全都市づくりを推進すべきである。

サ、防犯対策

都市化の進展に伴い、刑法犯罪、青少年の非行化が増大すると予想され、これに対処するため、警察署の誘致を促進し、防犯協会など市民団体の連携により、防犯思想の認識と普及につとめ、市民が安心して暮らせる地域社会環境

の浄化を強力に推進すべきである。

シ、社会福祉の充実

社会の変動に伴い、高齢人口の増加、核家族の進行、婦人の職場進出により老人・児童を中心とした施策の展開が必要となってくる。

また社会的・経済的・精神的・身体的障害をもつた人々に対する生活援護と自立更生を配慮し、新しい時代にふさわしい生活都市を指向する本市としては、福祉公園の建設をはじめ、福祉都市の建設を推進すべきである。

(2) 教育文化の向上

人間能力の開発は、学校教育はもとより社会教育また社会生活の基盤である家庭教育、さらには人間性をやしなう芸術・文化など、人間生活の全般にわたり常に行わなければならない。このことは、本市将来の発展に欠くことのできない重要な要素である。

根本的には、ひとりひとりが社会の形成者としての自己啓発にめざめ、人間として望ましい態度や能力を伸ばす努力に

対する指導と援助にあるが、地域開発のにない手となるべき人材の養成を考慮すべきである。

地域的特質としては、教育・文化の北海道における先導的役割をもつ道都札幌市に近接しているので、広域的な観点にたつた教育・文化施設の充実と教育の機会均等をはかつて、創造性豊かな文化都市の建設を推進すべきである。

ア、学校教育の充実

幼児教育・義務教育・高等教育を一貫的にとらえ、教育内容の充実と学校規模の適正化を推進し、住区計画に基づく施設の適正配置を促進すべきである。

さらに野外教育施設を配置し、自然とのつながりをたかめ、特殊学級を併設し、心身障害児教育の充実、産業経済の高度化に対応した高校教育の拡充、大学・研究機関の導入を検討して、学園都市的機能をたかめる施策を推進すべきである。

イ、社会教育（体育）の充実・文化活動の推進

社会情勢の急速な変化と進歩に対応するためには、生涯教育としての社会教育・市民の文化活動を振興し、生活水

準の高度化に伴う余暇の善用をはかるため、体育・レクリエーション施設を整備する必要性が増大している。

社会教育・文化施設としては、市民会館の建設・公民館の整備拡充を中心に、体育・レクリエーション施設としては、市民体育館の建設をはじめ各種体育施設の整備を促進し、市民に活動の場を提供し、将来は、スポーツ都市を宣言するなど健康で明るいまちづくりを推進すべきである。

2. 豊かで創造的な生産都市の実現

(1) 都市基盤の整備

農業と自衛隊の駐屯による消費経済を中心に発展した本市は、道央新産業都市圏の二大拠点（札幌・苫小牧）の開発によつて重大な転換期をむかえている。

地域の産業の振興は、モータリゼーションの急速な進展により、広域的な都市間交通網の集積度に影響されるが、地域的特性からみて、今後、一層集中化が進行するものと予想され、土地利用構想と関連づけして、この影響度を最大限に活用する施策を展開しなければならない。

もとより、この総合開発計画の目標は、生産都市として「現状からの脱皮」にあるので、広域的観点にたつて将来の動向を見きわめながら、都市計画事業の積極的な推進と公共用地の先行取得により都市基盤を整備し、都市機能の充実をは

かり、インダストリアルパーク（工場公園）型内陸工業化を推進すべきである。

ア、広域的都市間交通網の整備

本市における広域的都市間交通網の集中化は、拠点開発により外部から与えられた要因であり、地域開発を間接的に誘導するものであつた。

今後は、土地利用構想にもとづいて本市の開発と直接に結びついた総合交通体系を樹立して、関係市町との広域的連携によつて、地域間における交通の確保をはかるべきである。

イ、市域道路網の整備

市域内の道路の性格と機能を明確に区分して、広域的交通網と有機的に結びつけて産業振興の基盤を整備すべきである。

都市計画街路は、長期的観点にたつて再検討し、環状ルートの設定、歩車道の分離、立体交差化をはかり、街路樹・緑地帯などを設け、都市の美観と車輛交通の効率化と安

全性を確保すべきである。

既成市街地の生活街路（住区内の区画街路）は、全線舗装とし、商店街には駐車場を設置し、車輛の規制措置など歩行者の安全を確保すべきである。

冬期間の安全な交通を確保するため道路構造の条件整備と除排雪機械の充実につとめるべきである。

ウ、運輸通信施設の整備

国鉄千歳線の電化および複々線化の促進と新時代にふさわしい大量輸送交通の確保をはかるべきである。

市域内交通については、路線バスの整備を促進すべきである。

都市化の進展に応じ、電信・電話・郵便施設の充実と、データ通信や画像通信の普及につとめるべきである。

エ、土地開発

土地利用構想にもとづいた用途地域指定により、用途の混在・市街地のスプロール化を防止し、土地区画整理事業の積極的な推進と効果的な土地価格安定対策をこうじて、宅地の安定した供給と新市街地の開発につとめるべきであ

る。

オ、水資源の確保と治山・治水の対策

市民生活の高度化および産業の集積によつて、水需要が増大すると予想されるので、漁川ダムの建設を促進し、水利権の総合調整と将来の水需給計画を策定し、これにもとづいて水資源の確保につとめるべきである。

治山・治水対策としては、国有林の保水力の増大をはかり演習場の防災対策河川流域の緑地化を推進すべきである。

市域の各河川は、築堤・護岸対策を推進し、災害の未然防止につとめるべきである。

(2) 産業の振興

地域開発の有効手段として工業化をはかる必要があり、「豊かで創造的な生産都市」は、地域に即した企業の誘致と地場産業の育成にかかっているが、工業化の追求は、いたずらに都市化を進行し人口構造の単純化を招き、人間疎害のまちなになる。

我々は、だれしも人間味あるまちに住みたいという欲望をもち、田園的風景に愛着をもつ、この意味で農業のもたらす

役割は重要なものであつて、農業の振興は永遠の課題である。

この基本的な認識にたつて、農・工・商などの諸産業の調和ある開発を促進し市民生活を向上させ、人間味豊かな都市を建設すべきである。

ア、農 業

本市の農業は、道央圏の食糧供給基地としての認識のもとに、進みゆく都市化に対応し、効率的な農用地の利用と生産性の向上をはかつて、企業化高収益農業を推進すべきである。

このため、農業振興地域整備計画を樹立して、

- ① 稲作の安定
- ② 酪農・畜産の振興
- ③ 都市近郊農業の確立

をはかり、積極的な農業の近代化を推進し、農村集落の再編成計画を樹立して、農家の生活環境の改善をはかり、豊かで近代的な農村集落の建設につとめるべきである。

イ，工 業

地域の中小零細企業の育成強化と生産性の拡大をはかり工業団地化を推進し、地域に即した適応業種を選定して、その誘致をはかり、「インダストリアルパーク（工場公園）型内陸工業の集積化」を実現すべきである。

ウ，商 業

市街地の構造改善を推進し、中心的な商店街の形成をはかり、この中心商店街は、駐車場・買物公園など公共サービス空間のある「歩行者のまち」として整備すべきである。

各商店経営者の意識の高揚をはかるため、商業診断など指導体制の充実、協業共同化の推進、消費者の利便を考慮した流通体制を確立し、購買力の流出防止につとめるべきである。

エ，観 光

恵庭インターチェンジを拠点とした支笏・洞爺国立公園に通ずる広域観光ルート化を推進し、その周辺に観光・レ

ジャー施設の整備を促進すべきである。

3 , 行 財 政 計 画

地方行政は、地域社会の変化に伴い、その水準の高度化が求められ、市民の要求も多種多様となり、あらゆる分野で市民参加の行政が展開され、一般化するものと推察する。

本構想の目標の実現は、具体的な方策として、今後、基本計画・実施計画の策定によつて明らかにされるが、この機会をとらえ、総合開発計画の推進体制の母体をつくりあげるという観点から、科学的行政機能の充実と企画調整機能の確立を中心とする行政機能の改革と、事務改善の推進によつて、市民の要望に対応できる体制を確立すべきである。

一方、現行地方財政制度においては、地域開発の面で多くの問題があり、税制・起債制度・地方交付税など地域開発に有効な制度の確立を要請していくものとし、この構想の実現にあつては、健全財政を建前としながらも、積極的な財政運営を展開し、目標の達成につとめるべきである。

恵庭市総合開発計画審議会・審議経過

昭和46年

8月24日

第1回審議会・全体会議

- 1) 会長・副会長の選出について
- 2) 恵庭市総合開発計画について（諮問）
- 3) 都市診断報告

北海学園大学教授 池田善長

9月18日

第2回審議会・全体会議

- 1) 計画策定要領及び日程について
- 2) 超草小委員会の設置について
- 3) 計画策定の基本方針について
- 4) 専門部会の構成について

10月8日

第1回起草小委員会

- 1) 恵庭市の現状分析について
- 2) 恵庭市の将来像について
- 3) 計画の目標年次の設定について

26日

第2回起草小委員会

- 1) 起草小委員会の作業範囲について
- 2) 恵庭市総合開発計画基本構想のうち、基本方針について

10月30日 第3回起草小委員会
1) 恵庭市総合開発計画基本構想のうち、基本方針について

11月15日 第3回審議会・全体会議
1) 起草小委員会審議事項報告について
2) 総括部会及び専門部会の構成について

16日 第4回起草小委員会
1) 恵庭市総合開発計画基本構想のうち、基本方針(5, 計画の目標)について

26日 第1回総括部分
1) 恵庭市総合開発計画基本方針の審議について
2) 恵庭市総合開発計画策定日程について
3) 部会の活動方針について
4) 恵庭市総合開発計画策定要領の改正について

12月2日 審議会委員の市内研修視察

12月3日 //

昭和47年

1月11日 第2回総括部会
1) 主要指標について

- 2) 開発構想図について
- 3) 先進地の視察について
- 1 4 日 第 1 回総務文教教専門部会
- 1 7 日 " 都市建設専門部会
- 2 0 日 " 社会開発専門部会
- 2 1 日 " 産業経済専門部会
- 2 5 日 第 2 回都市建設専門部会
- 2 7 日 市民との座談会（産業経済専門部会）
「明日の商工業を考える」
- 2 8 日 第 2 回総務文教専門部会
- 2 月 2 日 市民との座談会（産業経済専門部会）
「明日の農業を考える」
- 3 日 第 2 回社会開発専門部会
- 4 日 第 3 回社会開発専門部会
- 7 日 第 3 回総務文教専門部会
- 2 2 日 市民との座談会（社会開発専門部会）
「市民の福祉と保健衛生」
- 3 月 1 0 日 第 2 回産業経済専門部会
- 2 1 日 第 3 回総括部分
 - 1) 各専門部会の中間経過報告について
 - 2) 各部門別重点事項の調査のための先進地視察について
- 2 4 日 第 3 回産業経済専門部会

2 6 日～	審議会委員先進地視察
3 1 日	社会開発専門部会
	都市建設専門部会
	産業経済専門部会
4 月 6 日	第 3 回都市建設専門部会
9 日～	審議会委員先進地視察
1 4 日	総務文教専門部会
	産業経済専門部会
1 7 日	第 4 回社会開発専門部会
2 4 日	" 総務文教専門部会
5 月 1 日	" 産業経済専門部会
8 月 3 0 日	" 都市建設専門部会
9 月 5 日	第 5 回社会開発専門部会
1 1 日	" 産業経済専門部会
1 2 日	" 総務文教専門部会
2 2 日	第 6 回総務文教専門部会
3 0 日	第 4 回総括部会
	1) 各専門部会の基本構想について
1 0 月 2 日	第 5 回総括部会
	1) 各専門部会の基本計画について
9 日	第 6 回総務文教専門部会
1 1 日	第 5 回都市建設専門部会
1 3 日	第 6 回社会開発専門部会
1 8 日	" 産業経済専門部会

惠庭市総合開発計画審議会委員名簿

(五十音順)

[illegible]

委	員	永	山	金	治
		野	原	牧	象
		橋	場	東	市
		平	中	勝	已
		福	屋	茂	見
		松	原	歲	春
		間	所	初	勝
		三	沢		子
		鷺	田	幹	清
		渡	辺		男

総務文教専門部会審議

報 告 書

恵庭市総合開発計画審議会

昭和47年10月20日

恵庭市総合開発計画審議会

会長 水本 熊次郎 殿

総務文教専門部会

部会長 橋 場 東 市

部会審議の報告について

基本方針で示された恵庭市の将来像とまちづくりの目標にもとづき、当部会の所管事項について審議の結果、別紙のとおり基本構想および基本的施策をとりまとめたので報告いたします。

目

次

第1 教育・文化の向上	1
1, 基本認識	1
2, 基本構想	2
(1) 学校教育の充実	2
(2) 社会教育（体育）の充実、文化活動の推進	3
3, 基本的施策	3
(1) 幼児教育	3
(2) 義務教育	4
ア, 学校規模と配置の適正化	4
イ, 教育環境と内容の充実	5
ウ, 障害児教育	5
(3) 高等学校教育	6
ア, 既設高等学校の道移管および間口増	6
イ, 実業高等学校の新設	6
ウ, 奨学資金制度の確立	7
(4) 大学教育	7
(5) 社会教育	7
ア, 施設の拡充整備	8
イ, 指導体制の確立	8
(6) 社会体育	9

ア，施設の拡充整備	9
イ，指導体制の確立	10
(7) 文化の振興	10
(8) 文化財の保護	11
(9) 青少年対策	11
ア，施設の整備と活用	11
イ，青少年の健全育成と非行化防止	12
第2 演習場対策	13
1，基本認識	13
2，基本構想	13
3，基本的施策	13
(1) 防災対策	14
(2) 民生安定対策事業の推進	14
第3 消防，防災	15
1，基本認識	15
2，基本構想	15
3，基本的施策	16
(1) 消防体制の確立	16
ア，消防庁舎の建設と署（所）の適正配置	16
イ，消防水利の充実	16
ウ，消防体制の充実	16
(2) 防火，準防火地域の指定	17
(3) 防災体制の確立	17
(4) 救急業務	18

第 4 行財政計画	1 9
1, 基本認識	1 9
2, 基本構想	2 0
3, 基本的施策	2 1
(1) 行政計画	2 1
ア, 広報、広聴活動の推進	2 1
イ, 行政組織の近代化	2 1
ウ, 事務の近代化と合理化	2 3
エ, 職員の資質向上	2 3
オ, 管理体制の確立	2 3
カ, 広域行政の推進	2 4
(2) 財政運営	2 4
ア, 歳入	2 4
イ, 歳出	2 5

第 1 教育，文化の向上

1，基本認識

産業経済の著しい発展と社会生活の変ほうに対処するため、市民ひとりひとりが場所と時と方法を問わず自己啓発・資質の向上をはかる生涯教育に対し指導と援助をし、そしてこの生涯教育を通じて地域開発、ひいては北海道二世紀を担う人材の養成に努めなければならない。

また、文化的伝統および世界の文化を吸収し、新しい時代にふさわしい文化をつくりあげていかななければならない。

こうした教育と文化の向上をもとに、「明るく豊かな市民」の育成を目標として、次の2点を柱として振興策を推進すべきである。

- (1) 生涯を通じていつでも自己啓発・資質を向上する機会と施設を整備し、教育活動を通じて自己創造性・社会連帯意識をたかめるよう、住区計画にもとづいて施設の適正配置をすべきである。
- (2) 地域にふさわしい文化を形成するため、また新しい市民性を確立するために、自ら学び広く文化交流を行なえるよう施

設を整備すべきである。

2. 基本構想

人間能力の開発は、学校教育はもとより、社会教育また社会生活の基盤である家庭教育、さらには、人間性をやしなう芸術文化など人間生活の全般にわたり、常に行わなければならないし、本市将来の発展に欠くことのできない重要な要素である。

根本的には、ひとりひとりが社会の形成者としての自己啓発にめざめ、人間として望ましい態度や能力を伸ばす努力に対する指導と援助にあるが、地域開発のにない手となるべき人材の養成を考慮すべきである。

地域的特質としては、教育・文化の北海道における先導的役割をもつ道都札幌市に近接しているので、広域的な観点にたつた教育・文化施設の充実と教育の機会均等をはかつて、創造性豊かな文化都市の建設を推進すべきである。

(1) 学校教育の充実

幼児教育・義務教育・高等教育を一貫的にとらえ、教育内容の充実と学校規模の適正化を推進し、住区計画にもとづく施設の適正配置を促進すべきである。

さらに、野外教育施設を配置し、自然とのつながりをたか

め、特殊学級を併設し、心身障害児教育の充実・産業経済の高度化に対応した高校教育の拡充・大学・研究機関の導入を検討して、学園都市的機能をたかめる施策を推進すべきである。

(2) 社会教育（体育）の充実・文化活動の推進

社会情勢の急速な変化と進歩に対応するためには、生涯教育としての社会教育・市民の文化活動を振興し、生活水準の高度化に伴う余暇の善用をはかるため、体育・レクリエーション施設を整備する必要性が増大している。

社会教育・文化施設としては、市民会館の建設・公民館の整備拡充を中心に、体育・レクリエーション施設としては、市民体育館の建設をはじめ、各種体育施設を整備促進し、将来はスポーツ都市を宣言するなど、健康で明るいまちづくりを推進すべきである。

3. 基本的施策

(1) 幼児教育

今日、就学前の幼児教育として、幼稚園が果たす役割は、人

間能力の早期開発の場として、また家庭教育の補完的役割をもつことが認識され、就園希望が急激に増加している。

このため保育所との関連を考慮し、5歳児のすべてのものが就園できることを目標として、これを満たすため私立幼稚園の設置をはかるべきである。

既設・新設幼稚園の適正をはかるための助成措置をこうずるべきである。

市立幼稚園の設置についても検討すべきである。

(2) 義務教育

今後の人口分布状況は、市街地およびその周辺への集中、農村地域の離農による過疎現象が引き続き予想され、これらに伴い学校規模の拡大、あるいは縮少が著しく、その対策が重要な課題となる。

このため、学令人口の推計とその地域分布を見きわめ、学校規模および配置の適正化を考慮して、新增築ならびに統廃合を行うものとし、愛郷心に富んだ創造性豊かで健康な市民の育成を目標に教育の環境と内容の充実に努めるべきである。

ア、学校規模と配置の適正化

1校18～24学級、1学級35～40人を目標規模とし

て、総合的な土地利用計画にもとづき、市街地では住区計画により1住区1小学校、2住区1中学校を配慮し、農村地域は、集落の編成にあわせて統廃合を行うべきである。

また、特別教室・図書室・視聴覚教室など文部省基準室数の完全確保をはかり、屋内運動場・学校プールなどの整備を積極的に推進し、学校緑化をはかるべきである。

イ，教育環境と内容の充実

教育内容の充実とその効率的実践をはかるため、教職員の定数引き上げ、指導主事の配置をはかり、各種教材教具については、文部省の基準にしたがい整備充実をはかるべきである。

学校給食センターについては、児童生徒の体位の向上と体力増進・偏食是正を目標として、積極的に建設を促進すべきである。

教職員住宅は、教職員全員が入居できるよう計画的に整備すべきである。

ウ，障害児教育

通常の学校教育の指導方法や就学形態に適応できないさまざまな心身の障害をもつ児童・生徒に対し、それにふさ

わしい特殊教育を積極的に推進し、将来社会において自立できるよう指導すべきである。

(3) 高等学校教育

中学校卒業者の進学率は、年々上昇し、将来中学校卒業者のほぼ全員が進学を希望するものと予想されるため、進学希望者全員が入学できるよう、高等学校の新設・既設高等学校の間口増をはかるとともに、進学者の能力・適正をのばし、地域社会の要望にこたえるよう、課程の多様化とその充実をはかり、高等学校教育の振興に努めるべきである。

ア、既設高等学校の道移管および間口増

恵庭北高等学校を早急に道移管するとともに、人口増および高等学校教育の義務教育化に伴い、広域的な見地から、既設高等学校の間口増を推進すべきである。

イ、実業高等学校の新設

経済・社会の発展に伴う技能者の必要性を重視し、広域的な見地から実業高校（商業・工業）の誘致を積極的に推進す

べきである。

ウ、奨学資金制度の確立

向学心に燃えながらも、経済的な事情から進学が困難な状況にある生徒に対し、向学心を助長するため、奨学資金制度の確立をはかるべきである。

(4) 大学教育

本市は、道央地区新産業都市として、今後ますます都市化が進展し、企業の進展が予想され、これに伴って要求される人材を養成するため、広域的な見地から、大学・研究機関の誘致を積極的に推進すべきである。

(5) 社会教育

社会の発展に対応して生涯教育の重要性を認識し、すべての市民が、各々の社会教育活動に参加し、これらの教育活動を通じて、社会連帯意識の高揚・自主創造性の開発・社会奉仕・愛郷心のかん養など市民生活に直結した社会教育活動の

ための施設を整備するとともに、積極的な社会教育の推進をはかるため、専門的助言と実践的指導を行う社会教育指導体制を強化し、明るく豊かな市民の育成に努めるべきである。

ア、施設の拡充整備

住民の創作活動・発表・自己啓発など総合的な学習活動の場として市民会館を建設するとともに、住区計画にもとづいて、2住区に1公民館を建設し、既設の公民館については、必要に応じて拡充整備すべきである。

農村地域の公民館についても集落の再編成にあわせて整備をはかるべきである。

また、市民の文化教養をたかめるため、図書館を建設し走る公民館と視聴覚ライブラリーの設置をはかるべきである。

イ、指導体制の確立

社会教育活動の積極的な推進のため、公民館職員の専任化と社会教育主事など専門職員の増員、およびボランティアの養成により、指導体制の確立をはかるとともに各種の社会教育関係団体の育成強化を推進すべきである。

(6) 社会体育

市民の健康を願い「健全なる身体と精神の育成」を目標に社会体育の果たす役割は大きく、体育協会を中心とした指導体制を強化し、スポーツ団体の育成に努めるとともに、施設を整備し、スポーツ活動を通じて、単なる健康増進にとどまることなく、積極的に市民の交流と融和をはかり、市民一体の意識高揚を目標としてスポーツ都市を宣言し、体育行政の推進をはかるべきである。

ア、施設の拡充整備

市民の健全なる身体と精神育成の場として、総合体育館を建設するとともに、恵庭公園内に水泳プール・テニスコートを新設し、既設の施設を整備し、運動競技場としての機能を充実すべきである。

また、市民交流の森（仮称）には、各種スポーツを気軽に楽しめる運動広場的機能を充実すべきである。

山岳丘陵地帯には、登山・ハイキングコースを整備し、サイクリングロードについては、河川敷・堤防・自然緑地帯などを利用し、日常生活に直結した市域内循環コースと、広域観光ルート化の推進にあわせたレジャーコースの新設をはかるべきである。

冬期スポーツの振興をはかるため、市民スキー場・スケート場の整備をはかるべきである。

イ、指導体制の確立

体育指導主事および体育指導員の増員をはかり、全市民があらゆる機会を通じて、スポーツに関し適切な指導と助言をうけられるよう指導体制を確立し、スポーツ教室・各種競技会などの積極的な開催により、スポーツ人口の底辺拡大をはかるべきである。

(7) 文化の振興

本市の文化活動は、市民文化月間行事をはじめとして、各団体の愛好者による文化活動および公民館活動や、社会教育団体などによる各種文化活動が行われているが、施設が十分でなく、全般的な市民参加に欠けている状況にある。

市民の教養と文化水準の向上をはかるため、愛好者のみによる文化団体から、地区内住民の文化愛好者を発掘し、市民会館・公民館に相互交流の場などを整備し、その養成につとめるべきである。

(8) 文化財の保護

文化財については、恵庭市文化財保護条例を設定し、道および市指定の文化財は、保存につとめるとともに、今後、文化財の発掘と保護育成につとめるべきである。

郷土資料館を建設し、各種文化財など保存・展示につとめるべきである。

(9) 青少年対策

青少年が健康で明るく豊かな人間性と創造的英知を備え、かつ幅広い視野を持つた人間として成長するよう、学習の場を提供するとともに、教育・民生・福祉・労働など複雑多岐な諸問題の総合的調整機能をもつた機構を整備し、指導体制の万全を期すべきである。

また、青少年の非行問題については、関係機関の協力を得て、地域ぐるみの活動により保護育成機能を強化し、青少年の自主的サークル・グループ活動に、積極的な援助をし、組織の助長につとめるべきである。

ア、施設の整備と活用

青少年の教育・研修・交歓の場として、青少年会館を建

設すべきである。

また、既設の公民館・恵庭青年の家・児童館・共同利用施設などの効率的活用を促進すべきである。

イ、青少年の健全育成と非行化防止

青少年指導者の養成をはじめとして、学校・青少年育成連絡協議会・各種青少年団体などの連絡調整を密にし、地域ぐるみの指導育成体制を確立し、青少年団体の育成と組織化を促進すべきである。

また、非行化防止については、まず大人自身の姿勢を正すよう促すとともに、青少年をとりまく諸問題に深い関心を持ち、地域ぐるみの育成気運を盛りあげ、青少年相談室の設置・社会環境の浄化・余暇の善用など社会情勢に対応した具体策をこころずるべきである。

第2 演習場対策

1. 基本認識

北海道大演習場に起因する被害を防止するため、荒廃した演習場の防災対策・騒音に対する防音対策については、国の施策と財政負担によりその解消をはかるべきである。

また、演習場内の水源かん養機能をたかめるため、植林・緑地を造成するとともに、スズラン・野草・山菜の群生地地域の保全をはかり、広く一般に開放するなど、民生安定対策を積極的に促進すべきである。

2. 基本構想

演習場など基地の存在によつて市民がこうむっている被害については、防災・防音対策を中心に、国の施策と財政負担により、民生安定施策を積極的に促進すべきである。

3. 基本的施策

(1) 防災対策

演習場の荒廃などのため、今後、雨水による一時出水および土石流出などの災害が予想されるので、水源かん養のための植樹および緑地化を推進するとともに、土石流出防止・河川改修などの防災対策を促進すべきである。

(2) 民生安定対策事業の推進

自衛隊の特定の行為による損失から、関係住民の生活安定および福祉の向上をはかるため、学校・病院・保育所・幼稚園・その他公共施設の防音工事・共同利用施設の新設・道路舗装工事・上下水道工事などの民生安定対策事業を積極的に推進すべきである。

第 3 消 防 ， 防 災

1， 基本認識

地域開発の進行は、市街地の拡大・産業の振興など市民生活を向上させる反面、人口密度の上昇・住宅・商店・工場の危険物施設の増加などにより、新たな危険要素が発生する一面をもっている。

したがって、開発にあたっては、自然との調整を第一義にとらえ、災害の発生しやすい場所の開発は、これを規制し、水害・風害・地すべり・地震・火災などあらゆる災害に備えた体制を確立して、市民の生命・財産の保護につとめるべきである。

2， 基本構想

防火地域・準防火地域の指定を拡大して、防火建築の普及をはかり、消防庁舎を移築して、消防組織の強化・消防施設の充実、予防体制の確立、救急業務の整備など消防体制の充実をはかるべきである。

特に、大災害に対処するため、災害対策本部の機能充実・無線など情報設備・防災機材の備蓄・避難場所の確保・危険個所

の点險など総合的な防災対策を樹立すべきである。

3. 基本的施策

(1) 消防体制の確立

ア、消防庁舎の建設と署（所）の適正配置

現有消防庁舎は、狭隘となつているので、都市化の推移を十分検討の上、新たに建設し、署（所）を適正に配置して、迅速効果的な消防体制を整備すべきである。

イ、消防水利の充実

上水道の整備とあわせ消火栓を確保し、大災害に備え、漁川など河川の活用をはかるとともに、消防水路の整備を検討すべきである。

ウ、消防体制の充実

署（所）の適正配置と「消防力の基準」に見合う施設設備の整備をはかるとともに、火災の未然防止および被害を最少限度にくだとめるため、予防活動を強化し、火災の早期発見・迅速な出動指令体制を確立するために、近代的な通信指令室の整備を推進すべきである。

また、災害の多様化に対処した消防技術の向上をはかるため、教育・訓練・研究・研修を計画的に実施し、総合消防体制を確立すべきである。

(2) 防火、準防火地域の指定

市街地の状況に応じ、防火・準防火地域の指定、拡大をはかり、建築物の構造改善を促進し、不燃化につとめるべきである。

(3) 防災体制の確立

水害・風害・地すべり・地震など大災害に備え、地域防災計画を策定し、治水・治山・演習場防災などの基盤整備と災害対策本部の機能充実・無線・有線施設・情報の提供・防災機器の備蓄・避難場所の確保・組織的な出動体制などを確立

し、災害の防止につとめるべきである。

(4) 救急業務

救急業務の迅速化・人命救護の徹底を期するため、救急隊員の専任化、医療体制の充実をはかるべきである。

第 4 行 財 政 計 画

1. 基本認識

地方行政は、地域社会の変化に伴い、その水準の高度化が求められ、市民の要求も多種多様となり、あらゆる分野において市民参加の行政が展開され、一般化する。これに対応するため広報・広聴活動を推進すべきである。

また、市民の福祉増進につとめるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるためには、行政組織の近代化と事務の合理化を推進し、市民によりよいサービスを提供し、市民の信託に応えることが行政主体の責務である。

特に総合開発計画の推進母体をつくりあげるという観点から、科学的な行政機能の充実と企画調整機能の確立を中心とする行政機構の改革と事務改善をはかつて、市民の要望に対応する体制を確立すべきである。

さらに、経済の発達・地域開発などにより、広域交通・情報のネットワークの形成など生活水準の高度化に伴い、広域行政の展開をはかるべきである。

一方、現行地方財政制度において、地域開発は、財源調整の面で多くの問題があり、税制・起債・地方交付税など制度全般にわたり、地域開発に有効な制度として確立されるよう要請す

るものとし、財政の運営にあたつては、健全財政の堅持を建前としながらも、積極的な財政運営を展開して、目標の達成をはかるべきである。

2. 基本構想

地方行政は、地域社会の変化に伴い、その水準の高度化が求められ、市民の要求も多種多様となり、あらゆる分野で市民参加の行政が展開され、一般化するものと推察する。

本構想の目標の実現は、具体的な方策として、今後、基本計画、実施計画の策定によつて明らかにされるが、この機会をとらえ、総合開発計画の推進体制の母体をつくりあげるという観点から、科学的行政機能の充実と企画調整機能の確立を中心とする行政機構の改革と事務改善の推進によつて、市民の要望に対応できる体制を確立すべきである。

一方、現行地方財政制度においては、地域開発は、財源調整の面で多くの問題点があり、税制・起債制度・地方交付税など地域開発に有効な制度の確立を要請していくものとし、この構想の実現にあたつては、健全財政を建前としながらも、積極的な財政運営を展開し、目標の達成につとめるべきである。

3. 基本的施策

(1) 行政計画

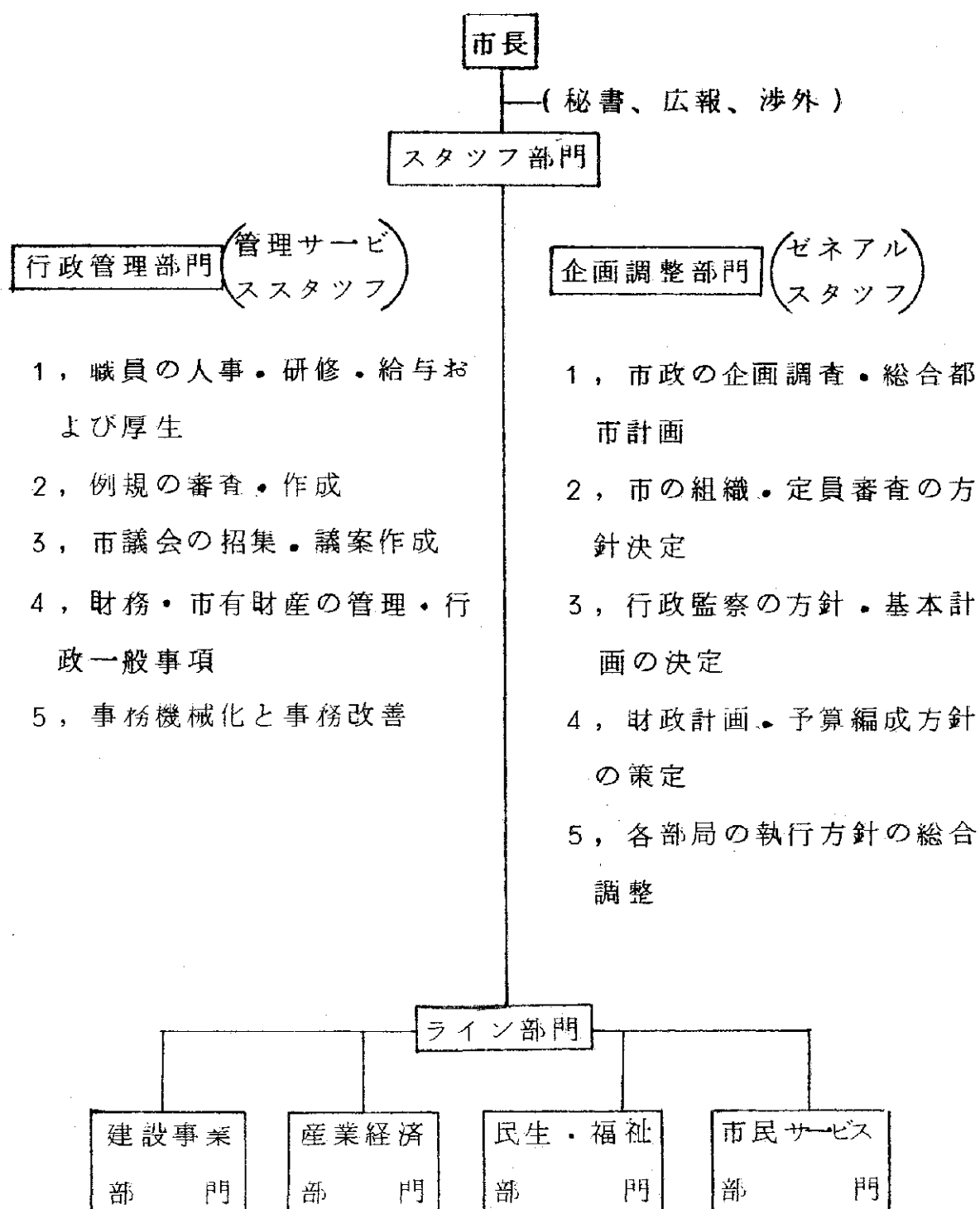
ア、広報・広聴活動の推進

市民との対話を深め、市民の市政参加、自治意識の高揚をはかるため、市政モニター制度・住民自治組織との連携調整機能として、住民組織相談員の設置・苦情などに対する即応体制の強化など、サービス業務の拡充をはかるべきである。

イ、行政組織の近代化

著しく進展変化する社会に対応し、市の行政に対する要請は増大し、行政は質・量ともに大きく変化している、これらの行政需要に応じて、行政組織機構は、著しく膨大化・複雑化しつつある。

これまで、本市は住民サービスの向上を基本理念として、近代化、能率化を推進してきたが、さらに時代の情勢に対応するとともに、計画的な市政の執行をはかるため、科学的行政機能の充実と企画調整機能の確立をはかつて、行政組織の近代化を推進すべきである。



ウ、事務の近代化と合理化

住民要望の多様化・複雑化に伴い、増加する事務量を的確かつ能率的に処理し、住民サービスの向上をはかるため、事務処理の単純化・標準化・機器の導入をはかるべきである。

さらに、科学的な行政を推進するため、計数管理機能の充実・情報・資料の収集保存をはかるため、計数資料センターを設置すべきである。

エ、職員の資質向上

職員の資質向上をはかるため、計画的な研究・研修の実施と公宅・職員住宅の建設など、福利厚生施策の充実をはかり、意欲をもつて最大の能力を発揮できる執務環境の整備につとめるべきである。

オ、管理体制の確立

組織機構の近代化とあわせ、職務分限の明確化・管理システム化を推進し、一貫した管理機能の確立をはかるべきである。

カ、広域行政の推進

国民経済の発展、地域開発に伴い、広域交通・情報ネットワークの形成・生活水準の向上などによつて、行政区域を越えた広い地域に新たな生活圏が形成される。

このような事態に対処して、札幌広域市町村圏・千歳恵庭広域都市計画などを推進し、都市施設・生活環境施設を整備するとともに、今後ともますます近接市町村との協調体制を強化し、広域的な行政を推進して、諸問題の解決に努力し、行政の効率化と高度化につとめるべきである。

(2) 財政運営

ア、歳入

財政運営の健全性を左右する税収入の確保については、課税客体の適確な把握と適正な課税にあり、自主財源の強化をはかるため、納税貯蓄組合の育成・組織拡大ならびに自主納税意識の高揚などについて、所要の措置を講ずるとともに、使用料・手数料などを勘案し、妥当な料金の確保に努めるべきである。

依存財源である補助金・起債等については、重要施策の遂行上大きな影響力をもつことを重視し、その確保に最善を尽

くすとともに、基地交付金についての増額を強く要請し、その確保につとめるべきである。

また、市民参加による、特色ある住区計画を推進するための財政制度として、コミュニティ・ボンド（市民債券）の確立を検討すべきである。

イ，歳出

財政の健全なる運営は、自主財源の強化と消費的経費の抑制にあるが、特に財政硬直化の要因となる人件費については、人事の適材適所・資質向上等能力の開発を積極的に推進し、人件費増加の抑制につとめるべきである。

物件費については、投資的経費充実のため、総合開発に盛られた諸施策を達成するため、常にその財政運営に留意し、弾力的な執行に万全を期すべきである。

恵庭市総合開発計画審議会
総務文教専門部会審議経過

第1回総務文教専門部会 昭和47年1月14日

- (1) 主要指標の素案について
- (2) 開発構想図の素案について
- (3) 基本構想審議の進め方について

第2回総務文教専門部会 昭和47年1月28日

- (1) 学校教育について

第3回総務文教専門部会 昭和47年2月7日

- (1) 学校教育のあり方について (現場教員との懇談会)
- (2) 社会教育および体育の振興について

第4回総務文教専門部会 昭和47年4月24日

- (1) 消防、防災について
- (2) 演習場対策について

第5回総務文教専門部会 昭和47年9月12日

- (1) 教育文化の向上計画基本構想・基本計画について
- (2) 消防、防災計画 " "
- (3) 行財政計画 " "

(4) 演習場対策基本構想・基本計画について

第6回総務文教専門部会 昭和47年10月9日

(1) 総合開発計画全般について

総務文教専門部会審議委員

部会長	橋場	東市
副部会長	押見	香積
審議委員	間所	勝
“	北岡	善作
“	寿崎	巖
“	国司	順一
“	青柳	剛

社 会 開 発 専 門 部 会 審 議
報 告 書

恵庭市総合開発計画審議会

昭和47年10月20日

恵庭市総合開発計画審議会

会長 水 本 熊次郎 殿

社会開発専門部会

部会長 中 泉 繁

部会審議の報告について

基本方針で示された恵庭市の将来像とまちづくりの目標にもとづき当部会の所管事項について審議の結果、別紙のとおり基本構想および基本的施策をとりまとめたので、報告いたします。

目

次

第 1 生活環境の整備	1
1. 住区計画の推進	2
(1) 基本認識	2
(2) 基本構想	2
(3) 基本的施策	3
ア. 住区の設定	3
イ. 施設の配置	3
ウ. コミュニティ・ボンド（市民債券）	4
2. 住宅の建設	4
(1) 基本認識	4
(2) 基本構想	5
(3) 基本的施策	5
ア. 公的資金による住宅建設	5
イ. 民間自力住宅の建設と住宅の質的向上	6
ウ. 宅地の供給	6
3. 上下水道の整備	7
(1) 基本認識	7
（上水道の整備）	7
（下水道の整備）	7
(2) 基本構想	8
(3) 基本的施策	9
（上水道の整備）	9
ア. 施設整備	9

イ。経営の合理化	9
（下水道の整備）	10
ア。面的整備の拡大	10
イ。施設の整備	10
4. 清掃施設の整備	11
（1）基本認識	11
（2）基本構想	11
（3）基本的施策	12
ア。ごみ処理	12
イ。し尿処理	12
ウ。街路清掃・防塵対策	13
5. 公園・緑地	13
（1）基本認識	13
（2）基本構想	14
（3）基本的施策	15
ア。都市公園の整備	15
イ。市民交流の森（仮称）の建設構想	15
（普通公園区）	16
（農園・苗圃区）	16
（記念植樹区）	16
（レクリエーション施設）	17
ウ。恵庭霊園の整備	17
エ。緑化運動の推進	17
6. 公害防止対策	18
（1）基本認識	18

(2) 基本構想	1 8
(3) 基本的施策	1 9
ア. 公害防止条例の制定	1 9
イ. 土地利用の高度化	1 9
ウ. 監視体制の確立	1 9
エ. 公害防除施設に対する融資制度の確立	2 0
7. 交通安全対策	2 0
(1) 基本認識	2 0
(2) 基本構想	2 1
(3) 基本的施策	2 1
ア. 交通環境の整備	2 1
イ. 交通安全思想の普及	2 1
ウ. 交通事故相談室の設置	2 2
8. 防犯対策	2 2
第2 社会福祉の充実	2 3
1. 基本認識	2 3
2. 基本構想	2 3
3. 基本的施策	2 4
(1) 福祉公園の建設	2 4
(2) 老人福祉	2 4
ア. 老人の医療費無料化	2 5
イ. 老人センターの建設と社会活動への参加促進	2 5
ウ. 老人世帯の生活保障	2 5
(3) 児童福祉	2 6
ア. チビツコ広場の確保	2 6

イ．保育所の建設	2 6
ウ．児童館の建設	2 7
エ．「子供の国」の建設	2 7
オ．遺児対策	2 7
カ．乳幼児の医療費無料化	2 8
(4) 母子福祉	2 8
(5) 心身障害者（児）福祉	2 9
ア．生活安定の促進	2 9
イ．身体障害者（児）福祉の充実	3 0
ウ．精神薄弱者（児）福祉の充実	3 0
(6) 低所得者福祉	3 0
ア．自立更生の促進	3 1
イ．低家賃住宅の確保	3 1
ウ．公的扶助の充実	3 1
(7) 勤労者福祉の充実	3 1
ア．勤労者福祉センターの建設	3 2
イ．企業内福祉の充実	3 2
ウ．勤労者福祉の推進	3 2
(8) 国民健康保険	3 3
(9) 国民年金制度の普及徹底	3 3
第3 保健衛生および医療体制	3 4
1．基本認識	3 4
2．基本構想	3 4
3．基本的施策	3 5
(1) 予防衛生	3 5

ア。健康管理センターの建設（検診制度の確立）	35
イ。市民カルテの作成（保健指導の強化）	36
(2) 医療施設の充実	36

第 1 生活環境の整備

産業経済の発展と所得の向上にともない消費生活の充実、レジャー産業の発達ที่著しい反面、生活環境施設整備の立ちおくれによつて、人間の住生活をささえる自然的条件・社会的条件は悪化し、都市の過密化は大気汚染・水質汚濁・騒音などの公害を発生し、さらに交通災害・火災など各種災害によつて、生命の安全を保持できないような現象が全国各地に見受けられ、自然の再生機能の限界を超えた開発が進行しつつある。

本市においても、道央圏における広域的な都市化と拠点開発による工業化が進行すれば、当然予想される問題である。これを未然に防止するためには、土地利用を中心とした長期総合的な観点から発想する施策を積極的に実行する段階に到達している。

幸い市域内には、恵まれた山岳丘陵地帯や豊かな農地が集積し、きれいな水と空気を享受できる環境を残しているので、この自然環境を保全し、無秩序かつ散発的な先行を規制して安全・健康・能率・快適性を基調とする計画的な都市開発を推進し、生活環境を充実して「市民が快適に暮らせる生活都市」を実現すべきである。

1. 住区計画の推進

(1) 基本認識

まちづくりの施策は、市民生活の土台である地域社会から発想されるべきで、その地域（近隣生活圏）に居住する市民の生活行為にもとづいた環境施設の整備をはかることにより、都市全体の開発が進行されなければならない。

この認識にたち、市民の日常生活に直接に結びつく公共施設を適正に配置し、住民活動の場を広げ市民相互の接触と連帯感を深め、自治意識の高揚をはかるための地域単位として、住区計画を推進すべきである。

(2) 基本構想

市民の日常生活に関連する諸施設を適正配置し、新しい地域社会づくりを推進するため、人口8千人～10千人を対象とする住区を設定すべきである。

(3) 基本的施策

ア. 住区の設定

人口密度・幹線道路・鉄道・河川などの地形条件を考慮し、徒歩による日常生活圏として、人口8千人～10千人（おおむね小学校通学区域）を対象とする住区を設定すべきである。

イ. 施設の配置

住区には、集会・児童の健全育成・老人対策・公民館などの機能を内包した住区センターを建設し、町内会など市民の自主的な自治活動を助長するため、集会施設の建設に対する助成制度の確立をはかるべきである。

（住区施設の基本類型）

施設名	施設数	施設名	施設数
近隣公園	1	保育所	1～2
児童公園	4～5	幼稚園	2住区につき1
小学校	1	住区センター	1
中学校	2住区につき1	ショッピング施設	1

ウ．コミュニティ・ボンド（市民債券）

市民の自主的な参画により、それぞれの住区が特色のある地域づくりを促進するための財政制度として、コミュニティ・ボンド（市民債券）を検討すべきである。

2．住宅の建設

(1) 基本認識

戦後における経済は、食の時代－衣の時代－住の時代という経過をたどつて発展してきた。また核家族化の進行により、住宅事情の慢性的悪化、生活環境施設の立ちおくれ、地価・建築費の高騰によつて、ますます住宅の立地を困難とし、住宅の質的向上も進んでいないので、これらの住宅難を積極的な施策の展開により解消していかなければならない。

したがつて住宅とは、住めば良いというものでなく、人間活動の再生産の場として、明日への休養と地域社会の構成単位としてとらえ、「一世帯一住宅」・「一人一室」・「職住近接」を基調とした住宅対策をすすめ、土地区画整理事業・先行取得による宅地造成をはかつて、公的資金による住宅建設と民間自力住宅の建設を誘導するため、積極

的な開発を推進すべきである。

(2) 基本構想

住民の生活基盤である住宅は、一世帯一住宅・一人一室を確保できるよう公営住宅など公的資金による住宅建設の促進と、民間自力住宅建設の誘導措置をはかるため、宅地造成を含む住宅建設計画を樹立し、積極的な開発を推進すべきである。

(3) 基本的施策

ア. 公的資金による住宅建設

公営住宅（市営住宅・道営低家賃住宅）・住宅金融公庫融資住宅・雇用促進事業団融資住宅などを中心とした公的資金による住宅建設を積極的に推進し、老朽化した公営住宅の建替えを促進して、中高層化をはかるべきである。

イ．民間自力住宅の建設と住宅の質的向上

土地区画整理事業および分譲宅地を造成し、民間自力住宅の建設を積極的に誘導すべきである。

一世帯一住宅・一人一室の確保と食寝分離・就寝分離を可能とする住宅の拡充、耐火・耐寒構造化さらに浴室の設置、水洗便所および地域集中暖房の普及を促進すべきである。

ウ．宅地の供給

都市化の進行と工業化の進歩に対応した市街化をはかるため、職住近接を基調とする宅地の供給を推進すべきである。

このため、土地区画整理事業、振興公社による先行取得を積極的に推進し、団地化を促進して居住環境の整備につとめるべきである。

3. 上下水道の整備

(1) 基本認識

(上水道の整備)

水は人間生活にとって必要不可欠のものであり、都市化の進展と市民の生活水準の向上によりますます需要が増大する。

一般的には、都市化と並行して水質が悪化する傾向にあるが、本市は幸い自然環境に恵まれ、漁川を中心とする各河川の源流を有し、漁川ダムの建設も具体化する気運にあるので、長期的な目標のもとに、つとめて良質な生活用水を供給できる体制を講じ、経済性と公益性を配慮した計画的な施設整備をして、健康で文化的な市民生活の充実につとめるべきである。

(下水道の整備)

市民の生活向上と産業の集積により、使用水量の増大、排水の水質悪化が著しくなり、水質汚濁による公害問題が深刻化してきた。

下水道は、市街地内道路に埋設された管路などにより、雨水および汚水を排除し、終末処理場で浄化処理する施設

である。したがって浸水・滞水などの災害防止、家庭汚水の処理、便所の水洗化が可能となり、生活環境の改善につながり、産業排水が処理され、公共用水域の水質汚濁を防止して、水資源の効用を保全することになるので、積極的な施設整備を促進し、環境の浄化につとめるべきである。

(2) 基本構想

上下水道は、都市を構成するため必要不可欠な施設であるので、積極的な整備を促進すべきである。

上水道は、第2次拡張事業を推進するほか、漁川ダムの建設を促進し、石狩東部広域上水道計画を促進すべきである。

下水道は、既成市街地の整備を重点に区域拡大をはかり、工場排水の処理も含め、終末処理場の建設を推進すべきである。

(3) 基本的施策

(上水道の整備)

ア。施設整備

昭和45年度から着手した第2次拡張事業は、昭和50年度に完成し、目標年次の昭和54年の給水人口は34千人である。

昭和55年以降については、漁川ダムの建設に関連した石狩東部広域上水道計画を配慮した第3次拡張事業を促進し、生活水の確保と普及率の向上につとめるべきである。

イ。経営の合理化

上水道事業は、起債および事業収益により経営されるため、今後事業の拡張にともなつて投資的経費の増大と関連し、経営困難な事態も予想されるので、漏水防止・組織の編成・営繕・修理体制など経営の合理化による経費の節減と、この事業の公益性を留意した出資の増額を検討して経営の安定をはかるべきである。

(下水道の整備)

ア. 面的整備の拡大

第1次公共下水道事業の排水区域は242haであり、恵庭市街地と恵庭工業団地を中心に布設されるが、下水道は公害防止・市民生活の向上・産業活動に欠くことのできない施設であり、今後国においても積極的な資金投下をすることが予想されるので、計画除外となつてゐる既成市街地の人口集中区域および戸磯・恵南工業団地は、1次計画に繰り入れるよう排水区域の拡張を促進し、長期計画にもとづき第2次公共下水道計画を樹立し、市街化区域の面的拡大をはかり、普及率の向上につとめるべきである。

イ. 施設の整備

排水区域の拡大に対応した終末処理施設の建設を促進し、一般家庭の排水施設および便所の水洗化の普及につとめるべきである。

下水道布設区域外については、排水計画を樹立して不良排水区域の解消をはかるべきである。

4. 清掃施設の整備

(1) 基本認識

ごみ・し尿の処理は、市民の日常生活に密着した行政サービス事務であり、都市化の進展と市民生活の向上に比例して処理量が増大する。

特にごみは、処理量の増大に加え種類が多様化・粗大化・不燃化するなど質的な変化が予想され、一貫した処理体制（収集－運搬－焼却－埋立）の強化が急務であり、広域的な面も配慮した施設づくりも必要となってくる。

し尿については、現有施設の処理能力および下水道事業と関連した終末処理施設の建設を考慮した処理体制を確立する必要がある。

したがって、これら衛生処理施設を整備して、生活都市にふさわしい、清潔で美しいまちづくりを積極的に推進すべきである。

(2) 基本構想

美しいまちづくりを推進するため、広域的な配慮のもとに近代的な焼却場などの建設をはかり、衛生的なごみ処理を促進すべきである。

し尿処理については、終末処理場との関連を考慮した整備をはかるべきである。

(3) 基本的施策

ア. ごみ処理

衛生的な処理をはかるため、広域的な面も考慮しながら焼却場の建設を促進するとともに、不燃物処理施設建設についても調査検討すべきである。

また市民の清掃思想の高揚をはかり、可燃物・不燃物・粗大ごみに分別した収集体制を確立するとともに処理区域を拡大し、運搬車輛を増車するなど一貫した処理体制の充実をはかるべきである。

清掃作業の効率化をはかるため、管理施設・清掃車ターミナルなどの施設を集中し、清掃センター化を推進すべきである。

イ. し尿処理

排出量の増大に対処するため、現有施設の処理能力をたかめる措置を講じ、この施設の増設については、下水

道の終末処理施設の建設と水洗化の普及などを考慮して検討されるべきである。

なお下水道の終末処理施設の建設および排水区域の拡大にあわせ、一般家庭の便所水洗化の普及については、資金貸付制度を確立するなど積極的な推進をはかるべきである。

ウ．街路清掃・防塵対策

舗装道路の清掃については、清掃機械を導入し 未舗装道路については、防塵処理をほどこし、街路清掃の徹底を期し、清掃美化運動を推進して河川・公園・街路など公共空間および住居周辺の清掃につとめるべきである。

5．公園・緑地

(1) 基本認識

これからの都市施策として、自然環境の保全および公園・緑地レクリエーション施設の整備が主要な課題となる。

本市は、恵庭公園を有し、土地区画整理事業により公園用地を確保してきたので、市民1人当たり保有面積は高水準

にあるが、道央圏における発展の方向が、臨海重化学工業および内陸工業の集積化にあることが想定されることから、公園・緑地の確保について、先導的な施策を明らかにして、緑と空間のあるまちづくりを推進し、市民の所得向上、自由時間の増大に対処する必要がある。

また公園・緑地は、人間性回復の場を提供し、住民の連帯意識高揚の場として、コミュニティ形成の中核施設となり、市民を公害・災害から守るとりでとなることを認識し、環状緑地・緩衝緑地・公園・広場を造成し、快適で美しいまちづくりを推進すべきである。

(2) 基本構想

土地利用構想に基づき、市民交流の森（仮称）、環状緑地・緩衝緑地を造成し、区画整理・宅地造成など新市街地の開発にあたっては、公園・広場を積極的に設けて、市民と緑の関係を深め住みよい環境をつくるべきである。

(3) 基本的施策

ア。都市公園の整備

恵庭公園は、運動施設および自然環境を生かした季節感・色彩感に富んだ施設づくりを促進し、植物園・動物園的機能をもつ公園として整備すべきである。

児童公園は、児童の自由な創造力を養うような施設を整備し、比較的規模が大きく地域の中核となる公園には、修景施設（観賞池・噴水・花だん・樹木）を設けるなど特色のある公園づくりを推進し、今後開発される新市街地の造成にあたっては、半径約250メートルの地域に1ヶ所の児童公園、半径500メートルの地域に1ヶ所の近隣公園を配置すべきである。

イ。市民交流の森（仮称）の建設構想

恵庭市百年の大計として、市民交流の森（仮称）を造成すべきである。

この森は、市域に残されている自然環境や、森林・防風林など樹木の植生している地域の保全を基調とし、西島松地区の河川流域・南24号（国道36号線のバイパスに予定）周辺・東2線防風林と結ぶグリーンベルトを

形成し、市民の保健・休養・レクリエーション・環状緑地・緩衝緑地の機能をもつオープンスペースとして樹木を植栽した森林区のほか特色のある利用区分により、市民総ぐるみ緑化運動推進の実践地域とすべきである。

（普通公園区）

西島松地区の河川流域を中心に自然林地帯・観賞池・つり堀・ピクニック場・運動広場・交通公園などの施設を中心に整備し、その周辺に福祉施設・保健施設を配置して、住区計画推進の中核地域に整備すべきである。

（農園・苗圃区）

老人の余暇活動、児童の野外学習のための共同農園を設け、緑化推進に必要な苗木を供給するため苗圃を設けるべきである。

（記念植樹区）

市民の出産・誕生・婚姻・入学・卒業などの慶事、商店・会社の開店開業などを記念した植樹を奨励するため記念植樹区を設けるべきである。

(レクリエーション施設)

サイクリングロード、散策路を設け、冬期にはスキーコースとして活用するなど、レクリエーション施設を配置すべきである。

ウ。恵庭霊園の整備

墓地の移設を促進し、集約化するため、恵庭霊園の拡張整備をはかるべきである。

エ。緑化運動の推進

緑化思想の普及と緑の保存、植樹を推進するため、開基百年を目標とする長期的な緑化運動の推進を展開すべきである。

この重点施策として「市民の木」「市民の花」を制定し、市営苗圃を確保して育苗事業を推進すべきである。

6. 公害防止対策

(1) 基本認識

都市の生活環境を向上させるためには、公害問題の解決が重要な課題となつてきた。また公害は、都市型消費生活の拡大と、都市化と工業化の密接な結びつきによつて増大する傾向にあり、道央圏に位置する本市にとつては、特に関心を示す必要がある。

このため、広域的な見地から土地利用・交通体系の整備など都市基盤を充実させるとともに、生活環境施設の積極的な対策を展開して、自然環境の保全を基調とする公害の未然防止体制を強化し、市民の安全を確保すべきである。

(2) 基本構想

公害の防止は、市民全体の責務である。この認識にたつて、監視体制の強化、検査機能の充実整備、公害防止協定の締結など積極的な施策を展開すべきである。

工場排水・家庭排水など処理施設および環境衛生施設を充実して河川の浄化をはかり、水質の保全につとめるべきである。

(3) 基本的施策

ア. 公害防止条例の制定

市民ぐるみ、まちぐるみで公害防止を推進するため、市民参加のもとに、規制基準・責任体制を明確にした条例の制定と公害防止協定の締結を推進し、また自然環境の保全に関する条例の制定を検討すべきである。

イ. 土地利用の高度化

用途地域の指定にもとづき、土地利用の純化をすすめ、工場の団地化、通過交通の分散、市民交流の森（仮称）の建設など土地利用の高度化を推進し、公害の未然防止につとめるべきである。

ウ. 監視体制の確立

まちぐるみ公害防止体制の一貫として公害モニター制度の確立、調査測定機能の充実をはかり、広域公害に対処するため、他市町との連携により、監視体制を確立すべきである。

エ. 公害防除施設に対する融資制度の確立

企業には、公害防除施設の設置を義務づけるとともに、特に零細企業に対しては、融資制度を設けるべきである。

7. 交通安全対策

(1) 基本認識

交通安全対策は、モータリゼーションの普及と交通網の整備により、交通の量的拡大・大型化・高速化に伴って騒音・振動・事故が増大し、交通公害といわれるまでに深刻化してきた。

本市においてこれに対処するため根本的には、高速自動車の整備促進、国道36号線のバイパス化など通過交通の緩和・立体交差・信号機・横断歩道橋など交通安全施設の充実にあるが、ここでは道路機能を明確に区分し、交通規制措置を講じて、生活道路（通学通園路・買物道路など）の確保など交通環境の整備と交通安全思想の普及、市民団体との連携による交通安全運動の展開を重点的にとらえ、まちぐるみ交通安全都市づくりを推進すべきである。

(2) 基本構想

国道36号線のバイパス建設を中心に通過交通量の緩和をはかり、道路機能を明確に区分し、立体交差・信号機・横断歩道橋など安全施設の充実、交通規制の適正な運営をはかり、交通安全思想の普及につとめ、交通安全指導員の充実と市民団体の連携により、交通安全都市づくりを推進すべきである。

(3) 基本的施策

ア. 交通環境の整備

道路機能を明確に区分し、きめこまかな交通規制の推進と歩行者優先の生活道路を確保するため、交通環境の整備につとめるべきである。

イ. 交通安全思想の普及

あらゆる市民を対象とした交通安全思想の普及につとめ、特に幼児・児童を対象とした交通訓練施設として、交通公園を建設すべきである。

交通安全運動推進委員会など関連市民団体の連けいにより、歩行者保護運動・運転者の安全教育の徹底など計画的な市民運動を展開し、まちぐるみ交通安全都市を推進すべきである。

ウ。交通事故相談室の設置

交通事故被害者救済対策の一環として、交通事故相談室の設置をはかるべきである。

また保険業務の自動化を推進して市民がいつでも気軽に加入できるようにし、普及率の向上につとめるべきである。

8. 防犯対策

都市の進展に伴い刑法犯罪・青少年の非行化が増大すると予想され、これに対処するため、警察署の誘致を促進し、防犯協会など市民団体の連けいにより、防犯思想の認識と普及につとめ、市民が安心して暮らせる地域社会環境の浄化を強力に推進すべきである。

第2 社会福祉の充実

1. 基本認識

社会構造の急激な変化によつて生活環境が大きく変わり、老人・児童などの交通事故や、その他の災害などによる心身障害者、諸般の事情により最低生活を維持することのできない生活困窮者など社会生活に立ちおくれがちな人々に疎外感・不満感をいだかせることなく、豊かな社会生活に生きる喜びをともに味わうことのできる環境と、より充実した生活保障・自立更生を促進しなければならない。

したがつて、この理念のもとに総合的な福祉施策として、「市民交流の森」（仮称）に福祉公園を設け、そのなかに老人福祉施設・身体障害者の機能回復施設、また各住区単位にチビッコ広場を設け、保育所・児童館など一連の福祉施設を進めて、すべての市民が良好な環境のもとで、健康で明るい生活ができるよう積極的な施策を推進すべきである。

2. 基本構想

社会の変動に伴い、高齢人口の増加、核家族化の進行、婦人の職場進出により老人・児童を中心とした施策の展開が必要と

なつてくる。

また社会的・経済的・精神的・身体的ハンディキャップをもつた人々に対する生活援護と自立更生を配慮し、新しい時代にふさわしい生活都市を指向する本市としては、福祉公園の建設をはじめ、福祉施設の充実をはかつて、まちぐるみ福祉都市の建設を推進すべきである。

3. 基本的施策

(1) 福祉公園の建設

市民交流の森（仮称）に老人センター・身体障害者機能回復施設などを設けた福祉公園を建設し、公園内に木の苗・花などをつくることのできる農園を設置して、これらの人々が自然を楽しみながら社会活動に参加できるようにすべきである。

(2) 老人福祉

今後、健康管理の増進と医療制度の進歩などにより、高齢人口は大幅に増大すると予想される。また核家族化の進行にともない扶養意識が大幅に変化し、老人の生活は非常

に不安定なものになつてくる。これに伴い高齢者に対して種々の社会問題が生ずると推察される。したがって生きがいのある生活ができるよう老人福祉の向上につとめるべきである。

ア。老人の医療費無料化

現在70歳以上の老人に対して医療費の無料化が行われているが、さらに年齢引き下げについて検討すべきである。

イ。老人センターの建設と社会活動への参加促進

福祉公園内に老人センターを建設し、農園を老人に開放して活用するとともに、老人に向くような仕事の斡旋につとめるべきである。

ウ。老人世帯の生活保障

身寄りのない老人世帯に対して公営住宅団地内に、老人向けアパートの建設をはかり、老人世帯に対して生活

保障の確立につとめるべきである。

また、家庭奉仕員制度の充実につとめるべきである。

(3) 児童福祉

家族生活の変化や婦人の職場への進出などにより、要保育児童が増大し、児童の健全育成・能力開発、その資質向上のため、子供を第一義的に考慮した児童福祉につとめるべきである。

ア．チビッコ広場の確保

子供が自由かつ安全に遊ぶことができる広場が要請されてきている。児童公園のない地区を対象として、幼児・児童の健全育成と管理の適正を期すべきである。

また、都市施設としての児童公園についても整備につとめるべきである。

イ．保育所の建設

乳幼児保育に対する需要はますます高まるので、現在

の保育所を整備拡充するとともに、1住区に1～2保育所の建設につとめるべきである。

また、民営による保育所の建設を促進し、助成措置の推進につとめるべきである。

ウ。児童館の建設

1住区に1ヶ所の児童館を建設し、子供の立場にたつた創造性豊かな能力の養える児童館の充実につとめる。

エ。「子供の国」の建設

北海道第3期総合開発計画にもりこまれている「子供の国」の誘致につとめるべきである。

オ。遺児対策

交通事故およびその他の事由による遺児が増大してきている。

これらの遺児を救済するため、遺児手当など救済制度の充実につとめるべきである。

カ。乳幼児の医療費無料化

乳幼児の医療費無料化について検討すべきである。

(4) 母子福祉

交通事故や不慮の災害、または離婚などによる母子家庭が次第に増加しており、就職・児童の精神的な問題などに、悩みをもつものも少なくない。これらの母子家庭を経済的にも安定をはかる必要があるので、次の施策につとめるべきである。

ア。母子家庭の経済安定をはかるため、母子年金制度の確立につとめるべきである。

イ。母子家庭の住宅費の軽減をはかるため、母子家庭向け低家賃住宅（母子アパート）の建設をすすめるべきである。

ウ。母子福祉資金貸付制度における貸付額の拡大をはかり、

有効的活用につとめるべきである。

エ．就労の機会をはかり、その促進につとめるべきである。

(5) 心身障害者（児）福祉

交通事故をはじめとして、各種災害の多発などにより、障害者の数はますます増大すると予想されるので障害の種類や程度に応じて、治療・訓練・就労まで一貫した体系で社会復帰への援護を充実し、自立更生意欲をはかるべきである。

また、滞在化している心身障害者の相談機能を一層強化し、特に重度心身障害者福祉の充実につとめるべきである。

ア．生活安定の促進

心身障害者の生活の安定を充実させるため、心身障害者手当の支給額の増額を考慮し、生活・精神の安定をはかり、障害者福祉の向上につとめるべきである。

イ。身体障害者（児）福祉の充実

福祉公園に重度身体障害者（児）のために、身体障害者機能回復施設を設け、その施設への入所指導とし体不自由者（児）には、機能回復のための適切な訓練指導を行い福祉の増進につとめるべきである。

ウ。精神薄弱者（児）福祉の充実

地域住民の理解ある協力のもとに、潜在化している精神薄弱者（児）の発見につとめ、重度障害者については、施設への入所指導を促進し、社会復帰できるようにつとめるべきである。

このため必要な施設の設置について検討すべきである。

(6) 低所得者福祉

著しい経済成長による社会環境の変化にとりのこされた低所得者世帯は、傷病・障害・高令・母子などの原因によつて、長期的な生活保護の受給者となつていく傾向にあり、これを打開するため低所得者福祉の充実をはかり、健康で文化的な生活を保障し、生活水準の向上につとめるべきである。

ア。自立更生の促進

自立更生のため生活指導および適職の斡旋など職業指導の強化をはかり、生活水準の向上につとめるべきである。

イ。低家賃住宅の確保

低所得者が生活するうえで、家賃の占める割合が多いので、自立生活援助のために低家賃住宅の建設につとめるべきである。

ウ。公的扶助の充実

生活保護支給の拡大、支給額の引き上げなどを要請すべきである。

(7) 勤労者福祉の充実

今日、大きくとり上げられている労働時間の短縮、週休2日制の実施は、本市で働く勤労者に対しても次第に普及

されることが予想されるので、これらのものが、健全なる余暇の善用と豊かで快適な市民生活ができるようにするため、勤労者や青少年福祉のセンターを建設するとともに、企業内福祉についても充実するよう促進して、魅力ある職場づくりにつとめるべきである。

ア．勤労者福祉センターの建設

余暇時間の健全なる活用をはかるため、勤労者の研修・レクリエーション・スポーツなど総合的な施設として、勤労者福祉センターの建設につとめるべきである。

イ．企業内福祉の充実

労働条件の改善と各企業内における福利厚生施設の充実をはかり働くものの魅力ある職場づくりを促進すべきである。

ウ．勤労者福祉の推進

勤労者の生活安定のため、住宅資金などの融資制度を

充実するとともに、住宅手当制度の確立をはかるよう促進すべきである。

(8) 国民健康保険

ア．現在（昭和47年）国民健康保険給付は、世帯主・家族とも7割給付となつてゐるが、今後、国の施策の進展によつて、この法定給付を引き上げるよう促進すべきである。

イ．国民健康保険財政の健全化を資するため、保健衛生思想の普及による乱受診防止など、受診指導を積極的に推進すべきである。

(9) 国民年金制度の普及徹底

国民年金制度については、国の施策によつて進められてゐるので、制度普及を徹底させて未加入者の加入促進をはかるとともに、年金受給該当者の把握につとめるべきである。

第3 保健衛生および医療体制

1. 基本認識

市民の健康は、生活水準の向上・医学の進歩・保健衛生思想の普及および衛生対策の浸透によつて、次第に向上しているが、一方では、人口の中高年齢化に伴う成人病・交通事故による負傷・精神的緊張による疾病など、市民の健康を阻害する新たな問題が提起され、これとともに高度な医療機関の必要性が、にわかにたかまつて、保健衛生行政の大きな課題となつている。

したがつて、これらの疾病・傷害の克服をめざすことはもちろんであるが、特に予防面を重視して、市民ひとりひとりの健康管理機能の整備、疾病の動向および市勢の発展に対応した医療施設の充実をはかつて、すべての市民が健康で明るい生活のできるようにつとめるべきである。

2. 基本構想

市民の健康を守り、保健衛生に対する正しい認識を深めるため、予防面を重視し、母子保健・精神衛生・成人病およびその他健康の障害の早期発見と早期治療を積極的に推進する

ため、健康センターの建設を含む、総合医療体制の確立をはかるべきである。

3. 基本的施策

(1) 予防衛生

市民の健康を保持するため疾病予防については、衛生思想の普及はもとより、疾病の早期発見と早期治療をはかることが緊要である。

特に乳幼児の股関節脱臼・結核・成人病・新生物（ガン）など、早期発見することによつて防ぐことのできる疾病については、常時検診できる体制を整備して、予防の万全を期すべきである。

ア。健康管理センターの建設（検診制度の確立）

本市は、大都市に近いところから高度な医療機関がなく、また医療施設・医療従事者ともに恵まれていないため、成人病など原因不明なものの受診が遅れがちとなつていたので、各種疾病の早期発見を主体とした健康管理センターを建設し、各種検診施設を整備して高度な医

療機関と連携のもとに受診率の向上と検診制度の確立をはかるべきである。

イ．市民カルテの作成（保健指導の強化）

市民ひとりひとりの健康状態を把握するため、健康管理センターに市民の健康検診カード制を設けて、乳幼児の股関節脱臼・結核・成人病・新生物（ガン）などの検診を徹底させるとともに、保健指導の強化をはかるべきである。

(2) 医療施設の充実

現在、総合的な医療施設がないため、市内においては高度な医療技術を受けることができないので、市民の総合的な医療施設の設置に対する期待は大きい。今後の発展に対応して、近代적かつ高度な医療施設と技術を備えた総合病院の誘致を促進するとともに、市立病院の建設についても検討をはかるべきである。

当面は、市内の医療施設の充実をはかるよう促進するとともに、健康管理センターを建設し、高度な医療機関との提携を密にして、医療体制の確立につとめるべきである。

恵庭市総合開発計画審議会

社会開発専門部会審議経過

第1回社会開発専門部会 昭和47年1月20日

- (1) 部会の運営について
- (2) 主要指標の素案について
- (3) 開発構想図の素案について

第2回社会開発専門部会 昭和47年2月3日

- (1) 生活環境について

第3回社会開発専門部会 昭和47年2月4日

- (1) 社会福祉について
- (2) 住宅建設について

座談会

「市民の福祉と保健衛生」 昭和47年2月22日

第4回社会開発専門部会 昭和47年4月17日

- (1) 座談会報告
- (2) 公害の防止について
- (3) 交通安全対策について
- (4) 保健衛生について
- (5) 清掃施設の充実について
- (6) 墓園（火葬場）の移転について

第5回社会開発専門部会 昭和47年9月5日

- (1) 土地利用について
- (2) 総合開発計画基本構想素案について

第6回社会開発専門部会 昭和47年10月13日

- (1) 総合開発計画基本構想について
- (2) 総合開発計画基本計画各論について

社会開発専門部会審議委員

部会長	中	泉	繁
副部会長	出	倉 芳	雄
審議委員	楠	野 秀	尚
"	中	沢 啓	次
"	永	山 金	治
"	三	沢 初	子
"	鷺	田	清

都 市 建 設 専 門 部 会 審 議
報 告 書

恵庭市総合開発計画審議会

昭和47年10月20日

恵庭市総合開発計画審議会

会長 水 本 熊次郎 殿

都市建設専門部会

部会長 川 原 政 雄

部会審議の報告について

基本方針で示された恵庭市の将来像とまちづくりの目標にもとづき、当部会の所管事項について審議の結果、別紙のとおり基本構想および基本的施策をとりまとめたので、報告いたします。

目

次

第 1	計画的土地利用の推進	1
1.	基本認識	1
2.	基本構想	1
(1)	自然環境の保全	2
(2)	農業地域の保全	2
(3)	都市開発地域の範囲	3
ア.	市街化区域整備の方針	3
イ.	特定地域の開発方針	3
ウ.	恵庭インターチェンジ周辺の開発	3
エ.	西島松地区の開発	4
オ.	国鉄千歳線以東の開発	4
3.	基本的施策	4
(1)	自然環境保全地域	4
(2)	農業振興地域	5
(3)	都市開発地域	6
ア.	都市計画区域	6
イ.	市街化区域	7
ウ.	市街化調整区域	7
エ.	特定地域の開発	8
オ.	用途地域	9
第 2	土地開発	12
1.	基本構想	12
2.	基本的施策	12

(1) 土地区画整理事業	1 2
(2) 住宅地造成	1 3
(3) 工業用地・流通団地の造成	1 3
(4) 宅地開発の指導要綱の制定	1 3
第3 総合交通体系の整備	1 4
1. 基本認識	1 4
2. 基本構想	1 4
3. 基本的施策	1 6
(1) 道路網の整備	1 6
ア. 高速道路の建設	1 6
イ. 国道の整備	1 6
ウ. 道々の整備	1 7
エ. 都市計画街路の整備	1 7
オ. 市道の整備	1 8
カ. 橋梁の整備	1 8
(2) 鉄 道	1 9
ア. 国鉄新幹線	1 9
イ. 国鉄千歳線	1 9
(3) 都市交通	2 0
ア. 都市間交通	2 0
イ. 市内交通	2 1
ウ. 高速軌道	2 1
(4) 駐車場	2 2
(5) 交通安全施設の整備	2 3
(6) 冬期交通の確保	2 5

第4 通 信	2 7
1. 基本認識	2 7
2. 基本構想	2 7
3. 基本的施策	2 7
(1) 電信・電話	2 8
(2) 郵 便	2 8
(3) 地域情報センターの設置	2 8
第5 治山・治水	3 0
1. 基本認識	3 0
2. 基本構想	3 0
3. 基本的施策	3 1
(1) 治 山	3 1
(2) 治 水	3 1
第6 水資源	3 3
1. 基本認識	3 3
2. 基本構想	3 3
3. 基本的施策	3 4
(1) 水源および水質の保全	3 4
(2) 漁川ダム建設促進	3 4
(3) 地下水の開発および規制	3 4
(4) 水資源の総合調整	3 5

第1 計画的土地利用の推進

1. 基本認識

道央ベルト地帯の中にあつて、自然条件と地理的条件に、恵まれた環境にある恵庭市を、さらに住むものに満足感を与え、将来とも環境豊かで魅力のある、理想的なまちづくりをすることが、今後に残された課題である。

総合開発計画の基本となる土地利用については、その将来像に「市民が快適に暮らせる生活都市」「豊かで創造的な生産都市」をめざすことを基調としていることから、市域を将来にわたつて、自然環境を保全する地域と、積極的に開発し高度に活用する地域に分けて、計画的に都市化を推進することが重要である。

したがつて、土地利用を策定するにあつては、自然環境保全地域・農業振興地域・都市開発地域に区分した施策をこゝろずることを基本とすべきである。

2. 基本構想

総合開発計画は、もとより設定した将来像とその目標の達成にあるが、長期的な土地利用構想を明らかにすることによ

り、先導的役割をはたすことに大きな意義がある。

したがって、土地利用構想は、この計画で設定した目標年次（昭和60年）に限定されることなく、道央圏の発展を長期的視点でとらえ、広域的な面も配慮して、積極的に開発行為を推進する一面と、開発を規制する側面を体系づけることにより、自然と空間のある都市化を推進し、田園都市的性格を具備した、健康で文化的な近代都市を建設すべきである。

(1) 自然環境の保全

山岳丘陵地域および市域内の河川敷などは、森林のもつ機能と緑地としての認識を新たにし、一部農用地を除いては、その保護育成につとめるとともに、観光・レクリエーション地域として活用すべきである。

(2) 農業地域の保全

大規模圃場整備の実施および計画区域を中心に、東北部に広がる農地は、将来とも農業地域として保全しこの地域は市街化を規制すべきである。

(3) 都市開発地域の範囲

現在の市街化区域および市街化調整区域のうち「自然環境保全地域」「農業地域」以外の地域は、「都市開発地域」として設定すべきである。

この地域は、長期的視点にたつて設定するものであるから、その開発にあたっては、弾力的な含みのある計画のもとに、都市化の推進をはかろうとするものであり、その整備の基本方針は、次のとおりとすべきである。

ア．市街化区域整備の方針

市街化区域として開発する地域は、適正な用途地域の配置によつて、その専用化をはかり、それぞれの機能分担をたかめるために、都市計画事業の積極的な推進と開発規制措置をこうじて、住みよい環境のまちづくりにつとめるべきである。

イ．特定地域の開発方針

(ア) 恵庭インターチェンジ周辺の開発

この地域は、モータリゼーションの進行に対処した

利用を基本とし、流通業務施設の集積化および観光・レジャー施設の整備をはかるべきである。

(イ) 西島松地区の開発

柏木川流域の自然環境を生かし、市民の休養と保健・体育向上の場として「市民交流の森」（仮称）を造成すべきである。

西島松北地区は、都市化の進展に応じて将来工業専用地域とすべきである。

(ウ) 国鉄千歳線以東の開発

国鉄千歳線の電化および将来予想される近代的な都市間交通の開発整備に対処し、南島松地区などを大規模住宅団地として開発すべきである。

3. 基本的施策

(1) 自然環境保全地域

本市の良好な自然環境は、今後都市化していくなかで、生活環境の保持・市民の健康増進のため、これを保全しなければならない。特に西南地域の演習場および国有林を主体とする山林・原野は、林産資源はもとより、水源緑地の確保と治山・治水の面から、これを保全すべきである。

漁川ダム建設予定地周辺および恵庭溪谷は、観光・レクリエーション地域として活用すべきである。

盤尻地区の漁川沿い地区および島松川沿い地区は、近年ゴルフ場などのレクリエーション用地として利用されつつあるが、この地域の開発は、自然の風致や水源涵養を損わないようにつとめるべきである。

都市計画区域内のうち、漁川・茂漁川および柏木川など河川流域の緑地は、公園・緑地として活用すべきである。

(2) 農業振興地域

都市化に対応した農業振興策をこうずるため、農業振興地域整備計画にもとづいて、農業振興地域を設定すべきである。

ア。大規模圃場整備事業地区は、今後とも農業地域として高度に利用すべきである。

イ．盤尻地区の民有林を含む山林地域の一部を草地造成のため、農用地として開発を促進すべきである。

ウ．市街化区域内および特定地域内の農用地は、市街化がすすむまでは近郊農業地域として利用すべきである。

(3) 都市開発地域

本市の都市開発は、立地条件から今後の発展性を見越して、広域的な配慮のもとに自然との調和をはかりながら、計画的に推進すべきである。

ア．都市計画区域

現在の都市計画区域（8,360ha）の外に、規制指導の徹底を期するため、盤尻地区および島松沢地区の一部を都市計画区域に編入すべきである。

イ。市街化区域

現在の市街化区域は、人口55,000人を想定して策定したものであり、今後の発展に対応して必要によりこれを改定すべきである。

市街化区域の改定は、人口推計工業出荷額などを基本として必要な区域を定めるものとし、人口推計による住宅地、工業出荷額の推計による工業用地および交通条件、他圏域との関連などから必要とする流通業務用地と、その他都市機能として必要な公園・緑地などを適正に配置し、用途地域を指定すべきである。

市街化区域の範囲については、現在の指定区域のほか新たに牧場地区の漁川沿いの一部、道々江別恵庭線沿いの柏木・西島松地区、柏木中島地区、恵庭駅東側の黄金町の一部および基線までの戸磯地区の一部を住居地域とし、柏木地区の36号線沿いおよび白樺町の一部を工業地域に、牧場地区のインターチェンジ周辺の一部を流通業務用地として市街化区域とする。

ウ。市街化調整区域

都市計画区域のうち市街化区域以外の区域を、市街化調整区域とする。但し、必要に応じて次の特定地域の開

発をすすめるべきである。

エ。特定地域の開発

(ア) 恵庭インターチェンジ周辺については、このインターチェンジが、高速自動車道の縦貫道と横断道との接点にもつとも近いところから、モータリゼーションに対処した、トラック・ターミナルや物流施設の立地需要が高まることが予想されるので、必要に応じ計画的に流通業務地域として開発すべきである。

また、週休2日制などの普及により、観光・レジャー施設の立地も進むものと思われるので、これらの関連施設の導入をはかるべきである。

(イ) 西島松地区の柏木川流域を中心とした地区は、自然環境を生かし、市民の休養と保健・体育の向上をはかるため、福祉公園・運動公園を配置した「市民交流の森」(仮称)として開発を進めるべきである。

(ウ) 都市化の進展と立地条件の優位性から、内陸工業の立地が進むものと予想されるので、これに対処するた

め、必要により西島松北地区を、工業専用地区として開発すべきである。

(㌺) 道央圏の発展に対処し、札幌広域生活圏域の一部としての広域的な配慮から、将来宅地需要の要請がたかまることが予想されるので、これにあてるため、必要に応じ南島松地区などを住宅団地として開発すべきである。

(㌽) 大学など研究学園施設の設置をはかるため、戸磯・恵南地区の一部を文教地区とすべきである。

オ. 用途地域

現行の用途地域を尊重しつつおおむね昭和60年をめぐりに、現況と適合しない区域、発展が期待される区域とを認識し、市民の十分な理解と協力のもとに計画的に良好な市街地形成をはかるべきである。

(㌾) 住居地域

現在の指定区域のほか、牧場地区の漁川沿いの一部、道々江別恵庭線沿いの柏木・西島松地区、柏木中島地区、恵庭駅東側の黄金町の一部および基線までの戸磯地区の一部については、特に、住居専用地域の拡大をはかり、住区計画に沿った理想的な住居地域として、その環境の整備につとめるべきである。

(イ) 商業地域

既存集積のある国道36号線沿いと、旧国道沿い地区一円および島松駅前地区一円などについては、建物の不燃化と駐車場・緑地などを考慮した土地利用の高度利用をはかり、商業地域あるいは近隣商業地域として整備すべきである。

なお、この地域は、防火地域・準防火地域の指定拡大をはかるべきである。

(ウ) 工業地域

柏木地区、戸磯・恵南地区の既存工業地域約250haについては、今後も工業地域としてその機能の充実をはかるべきである。既存市街地内の工場については

用途地域の純化のうえから、極力工業地域内に移転できるよう指導すべきである。

また、柏木地区の36号線沿いおよび白樺町の一部については新規工業地域とすべきである。

工業地域は、工業専用地域を基本とし、特に公害の防止を考慮して、緩衝緑地を設けた内陸型インダストリアルパーク（工場公園）として整備すべきである。

準工業地域は、住宅・工場の混在した市街地が形成されるおそれがあるので、原則的には指定しない方針をとるべきである。

(エ) 流通業務地域

恵庭インターチェンジ周辺の一部は、商品流通センターやトラック・ターミナル基地を中心とした卸取引機能に関する諸施設や、一般倉庫などの流通業務施設を集約させて、大規模流通団地を形成すべきである。

第2 土地開発

1. 基本構想

土地利用構想にもとづいた用途地域指定により、用途の混在、市街地のスプロール化を防止し、土地区画整理事業の積極的な推進と、効果的な土地価格安定対策をこうじて、宅地の安定した供給と新市街地の開発につとめるべきである。

2. 基本的施策

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、原則として組合施行方式とし、住宅地については、住区計画を基本とすべきである。工場団地については、インダストリアルパーク（工場公園）型によつて、理想的なまちづくりを進めるべきである。

今後の土地区画整理事業施行予定地区としては、島松地区、黄金・戸磯地区、牧場地区などにすべきである。

土地区画整理事業によつてできた宅地については、宅地としての適正な処分をするために、処分委員会などの設置を検討すべきである。

(2) 住宅地造成

市営住宅の計画的な建設および民間自力住宅などの用地として、今後も市営によつて住宅団地の造成を行うべきである。

将来予想される南島松地区などの大規模住宅団地の開発については、民間資本を導入し、高級な住宅地として今後の住宅需要にあてるべきである。

(3) 工業用地・流通団地の造成

現在工業専用地区となつている戸磯・恵南地区、および将来開発が予想される西島松北地区などの工業用地、ならびに、牧場地区のトラック・ターミナル、物流施設など流通業務団地については、民間デベロッパーによる造成をはかるべきである。

(4) 宅地開発の指導要綱の制定

今後の宅地開発は、民間投資を期待しているので、開発指導要綱を制定し、有機的な調整をはかるべきである。

第3 総合交通体系の整備

1. 基本認識

本市と道央各都市間との交通事情は、産業経済の活発化と、モータリゼーションの進展にともない、ますますふくそうするので、将来の予測をも含めてこれに対応できる交通条件の整備をはからなければならない。

特に、市域内を通過する都市間交通をスムーズにするため、既に開通している高速道路の区間延長、国道36号線および道々の整備促進と市内都市計画街路、環状道路など、総合的な交通体系と道路条件の整備を進めるべきである。

2. 基本構想

(広域的都市間交通網の整備)

本市における広域的都市間交通網の集中化は、拠点開発により外部から与えられた要因であり、地域開発を間接的に誘導するものであつた。

今後は、土地利用構想にもとづいて本市の開発と直接に結びついた総合交通体系を樹立し、関係市町村との広域的連け

いによつて、地域間における交通の確保をはかるべきである。

(市域道路網の整備)

市域内の道路の性格と機能を明確に区分して、広域的交通網と有機的に結びつけて、産業振興の基盤を整備すべきである。

都市計画街路は、長期的観点にたつて再検討し、環状ルートの設定・歩車道の分離・立体交差化をはかり、街路樹・緑地帯などを設け、都市の美観と車輛交通の効率化と安全性を確保すべきである。

既成市街地の生活街路（住区内の区画街路）は、全線舗装とし、商店街には、駐車場を設置し、車輛の規制措置など歩行者の安全を確保すべきである。

冬期間の安全な交通を確保するため、道路構造の条件整備と除排雪機械の充実につとめるべきである。

(運輸施設)

国鉄千歳線の電化および複々線化の促進と、新時代にふさわしい大量高速輸送機関の導入によつて、都市間交通の確保をはかるべきである。

市域内の交通については、路線バスの整備を促進すべきである。

3. 基本的施策

(1) 道路網の整備

ア. 高速道路の建設

都市間交通の高速化と大量輸送に対応し、交通の要衝地点としての都市化を進めるため、北海道縦貫自動車道・北海道横断自動車道の早期建設を促進すべきである。

イ. 国道の整備

重要産業道路となつている国道36号線を四車線に拡幅整備し、あわせて交通量の緩和をはかるため南24号線にバイパスの建設を促進すべきである。

バイパスは四車線とし、幅員100メートルの緑化道路とするよう要請すべきである。

道々江別恵庭線を国道に昇格し、四車線に拡幅するよう促進すべきである。

また、栗山恵庭線を国道に昇格して二次改築を促進すべきである。

苫小牧東部大規模工業基地と千歳市・恵庭市・広島町・江別市を經由して、石狩湾新港を結ぶ広域産業道路の建

設を促進すべきである。

ウ．道々の整備

恵庭インターチェンジを拠点とした支笏・洞爺国立公園への観光ルート化をはかるため、光龍鉦山恵庭停車場線の舗装整備を促進すべきである。

生活圏の広域化にともない、地域連絡主要市道となっている西4線（国道36号線～長沼町）・西6線（広島町～南9号～西6線～島松）および南18号（基線～道道江別恵庭線）の道々昇格と舗装整備を促進すべきである。

エ．都市計画街路の整備

都市計画街路については、長期構想にもとづいた街路計画の改定をし、将来における交通事情に対処するとともに、市街発展の基盤とすべきである。

交通安全対策と通過交通路線との関係、および拡大する市街地との関連を十分考慮して、必要度の高い路線から舗装・歩車道の分離・安全施設の設置などの整備をはかるべきである。

国鉄千歳線と交差する部分については、立体交差化を推進すべきである。

市街地内環状線についても、都市交通とあわせて整備をはかるべきである。

街路灯の増設・維持管理の施策を強化して夜間交通の安全をはかるとともに、都市緑化を進めるため、路線ごとに特色ある街路樹を植栽し、緑樹帯の形成をはかるべきである。

オ。市道の整備

市道の整備は、国道・道々および都市計画街路との関連を考慮し、重要度もしくは交通量により重点的に整備を進めるべきである。

地域間および集落相互の連絡路小路的市道は、日常生活における通行利用度を考慮して舗装整備を行うべきである。

カ。橋梁の整備

橋梁は、道路機能に応じて整備し、安全確保のうえから永久橋に架替えすべきである。

(2) 鉄 道

ア. 国鉄新幹線

国土の不偏的な開発と旅客の大量・高速輸送のため、現在整備計画が決定している国鉄北海道新幹線の建設については、コースが未決定であるが、大平洋廻りとなつた場合の市内通過については、恵庭市が予定する路線となることと、新幹線公害がでないよう、緑地緩衝帯の設置を促進すべきである。

イ. 国鉄千歳線

道央ベルト地帯における大量輸送機関としての機能を分担している国鉄千歳線については、輸送力の増強をはかつて、沿線圏域の発展を促すことが重要である。

したがつて、恵庭市においても今後の開発とともに、沿線における利用増大が期待されるので、国鉄千歳線の電化と複々線化を促進し、輸送力の強化とスピードアップおよび踏切の立体交差化をはかるべきである。

さらに、老朽狭あいとなつている恵庭・島松両駅舎の改築を促進するとともに、恵庭・島松両駅裏地区の開発と利用をはかるため、恵庭駅の東側と島松駅の西側に乗

降場の設置を促進すべきである。

(3) 都市交通

市内の都市交通については、市街地の発展に対応して、今後開通する高速道路の高速バス・国道36号線の民間バス・道々江別恵庭線・栗山恵庭線の国鉄バスなど都市間・都市内交通の高度な活用をはかるとともに、計画的に市内環状路線を設けて民営市内循環バスの運行により、市民の足の確保をはかるべきである。

また、今後予想される高速軌道の活用についても検討すべきである。

ア．都市間交通

① 高速バス

高速道路の建設促進によつて高速道路を路線とする都市間交通として高速バスが運行されるので、この活用のため恵庭インターチェンジのバスストップ、および北恵庭のバスストップの施設が利用できるよう、整備促進をはかるべきである。

(イ) バス路線

国道36号線を路線としている都市間交通は、市勢の発展により利用者の増加が予想されるので、恵庭市を始発とした便、および利用者に応じた増便をはかるよう促進すべきである。

道々江別恵庭線を路線としている都市間交通については、沿道の発展とも関連があるので、広域的な配慮のもとに、路線の再検討と増便をはかるよう促進すべきである。

イ. 市内交通

市内交通については、都市間交通による路線と今後の市街地発展の方向との調和を考慮しながら、計画的に市街地内環状路線を設置して、民間バス業者との提携による市内循環バスを運行し、市民の足の確保をはかるべきである。

農村地域については、現状路線の確保につとめるべきである。

ウ. 高速軌道

千歳空港の飛躍的な利用増に対処した千歳・札幌間の旅客輸送のため、民間デイベロッパーによるモノレールの建設に際しては、これに協力するとともに、この通過地区については、今後の開発との関連づけを検討すべきである。

(4) 駐車場

本市においても、都市化の推進とモータリゼーションの普及によつて自動車交通量が増大し、中心市街地などについては、早急に駐車場の対策をこうじなければならない状態になつてきた。

したがつて、現状の認識と将来における方向づけを考慮し、計画的な駐車施設の設置をはかるべきである。

公共広場や公共施設・特定建築物などは、駐車需要に対応した駐車場の確保につとめるべきである。

ア。商店などの密集しているところや、中心的な市街地を駐車場整備地区に指定し、青空駐車 of 規制と計画的な駐車施設の設置をはかるべきである。

イ．民間による共同駐車場の設置を奨励し、その設置費に対し助成すべきである。

ウ．公園、市民交流の森（仮称）などの公共広場、市民会館などの公共施設については、その規模に応じて駐車場を設置すべきである。

エ．特定建築物については、必要とする駐車施設を付置するよう指導すべきである。

(5) 交通安全施設の整備

今日、公害とともに社会問題となつてゐる交通事故については、本市においても道央の重要幹線である高速道路・国道３６号線・国鉄千歳線などを擁していることから逐年増加している。

これを防止するために、現在交通安全対策基本法にもとづいた交通安全５ヶ年計画をもつて、その対策をこうじているが、今後さらに交通量の増加、交通機関の大型化・高速化が進展すると思われるので、これに対応して道路の整備を促進するとともに、歩行者の安全を重点とした交通安

全施設の整備を促進すべきである。

ア．道路の幅員・交通量を勘案して、交通事故の発生する危険性がたかい個所に、信号機の新設を推進するとともに、必要により既設の信号機の改良を行うよう促進すべきである。

イ．歩行者の交通事故を防止するため、市街地の歩行者の多い個所、ならびに通学通園路の歩道の施設整備に重点をおき、危険のある個所については立体横断施設を整備すべきである。

ウ．車輛の交通事故防止対策としては、道路の構造・交通の状況などを勘案し、必要な個所については、交差点の改良ならびに防護さく・道路照明・道路標識・道路標示・区画線を整備すべきである。

エ．既存道路の拡幅・歩道の造成など、道路の改良整備を積極的に推進すべきである。

オ．一般道路の改良については、交通安全施設の整備に重点をおき、非市街地主要個所においても、歩道の造成・横断施設・分離帯・道路照明・バス停留所などの施設の整備につとめるべきである。

カ．山間部などの道路の危険個所には、落石・なだれなどによる事故を防ぐため、落石防止さくなどの整備を促進すべきである。

(6) 冬期交通の確保

車輛の増加に対応した冬期交通の確保は、市民の活動と交通安全のうえから強く望まれるところである。

したがって、夏期と変らない道路の状態を保つために、除雪体制の強化と除排雪機械の充実をはかるべきである。また、歩行者の安全を確保するため、歩道の除排雪を進めるべきである。

交差点付近、中心商業地域などの歩道については、ロードヒーティングの普及につとめるべきである。

ア．市域内における冬期交通の確保については、管理体制

別に除雪機能をたかめるよう促進するとともに、これら管理機構の連けいと民間の協力を得て、機動力を高度に活用できる総合除雪体制の確立をはかるべきである。

イ。街路ならびに主要市道を早期に除排雪するため、除雪車・除雪機械などの整備と、積雪寒冷地の条件に適合した道路構造の改善を行うべきである。

ウ。商店街・学校付近など密集している市街地の道路については、市民の協力を得て歩道の除雪を行うべきである。

エ。市街地の交差点付近の歩道・中心商業地域の歩道については、市民の協力のもとに、ロードヒーティングの普及につとめるべきである。

第4 通 信

1. 基本認識

市民活動の情報手段となつている電信・電話および郵便の利用は、生活水準の向上とともに、ますます増大している。

特に、電話の需要普及はめざましい。今後さらに情報化が進み、これらを利用する市民の需要がたかまると思われるので、市民の利便と情報化時代に即応した、情報施設の整備をはかることが必要である。

このことから電話については、一世帯一施設を目標に、需要の100%充足、郵便施設については、拡大する市街地に対応した施設の設置を促進すべきである。

その他データ通信・有線テレビなども検討すべきである。

2. 基本構想

都市化の進展に応じ、電信・電話・郵便施設の充実と、データ通信や画像通信の普及につとめるべきである。

3. 基本的施策

(1) 電信・電話

新しい情報化時代に即応した機能としての施設の拡充を促し、全需要の100%充足をはかるべきである。

屋外、夜間利用の便をはかるため、ボックス公衆電話などの増設をはかるべきである。

農村有線放送電話については、全国公社通信との即時相互間通話（ダイヤル化）をはかるべきである。

(2) 郵便

ア。市街地の発展に対応して、特定局の設置と郵便ポストの効率的配置を促進し、郵便窓口利用の利便向上をはかるべきである。

イ。配達業務の迅速性と確実性を確保するため、住居表示の早期実現をはかるべきである。

(3) 地域情報センターの設置

産業・経済・文化・行政などあらゆる分野の情報を集積

し、分析・処理・報知する施設として、情報センターの建設を促進すべきである。

第5 治山・治水

1. 基本認識

広大な国有林と演習場を源としている漁川・島松川などの河川と、その本流となつている千歳川の治山・治水については、砂防ダムの建設・河川の切替、堤防の築堤など、現在までにかんがりの施策が及んでいるが、今なお危険性をはらんでいる千歳川・漁川、および演習場などの防災対策と、各河川の水源となつている地区については、その保護と涵養につとめなければならない。

したがつて、林野の保護育成・砂防造林事業などの治山対策と、洪水調節のための漁川ダムの建設、および各河川の改修、築堤などの治水対策を強力に推進して、市民生活に不安のないよう災害発生の防止をはかるべきである。

2. 基本構想

治山・治水対策としては、国有林の保水力の増大をはかり、演習場の防災対策、河川流域の緑地化を推進すべきである。

市域の各河川は、築堤・護岸対策を推進し、災害の未然防止につとめるべきである。

3. 基本的施策

(1) 治 山

ア. 水源山地の崩壊と土砂流出を防止し、水資源涵養につとめるため、防災保安林の指定をはかるべきである。

イ. 国有林内および演習場内の荒廃している地区に、防災ダムの建設を促進すべきである。

ウ. 荒廃地に造林など緑化を促進すべきである

(2) 治 水

ア. 洪水調節、および水資源の効率的な活用をはかるため、漁川ダムの建設を促進すべきである。

イ. 石狩川水系に関連する、千歳川・漁川・島松川・柏木川・ルルマツプ川のえん堤のかさ上げを促進すべきであ

る。

ウ。漁川・島松川・ユカンボシ川など、各河川の改修事業の促進をはかるべきである。

第6 水資源

1. 基本認識

水資源は、地域開発にとつてもつとも重要な前提条件であり、本市においてもますます需要がたかまることが予想され、今後の開発にあつては、常に水資源の確保と、その安定供給につとめなければならない。このため各河川流域の水源保全のために、水源涵養林の積極的な保護育成をはかり、基幹水源である漁川の総合的な治水利水計画をたてるため、ダムの建設を促進するとともに、上水道用水・工業用水などの都市用水と農業用水との総合調整、工業用水として利用している地下水の規制、さらに広域上水道計画など総合的な水資源の開発と対策を推進すべきである。

2. 基本構想

市民生活の高度化および産業の集積によつて、水需要が増大すると予想されるので、漁川ダムの建設を促進し、水利権の総合調整と将来の水需給計画を策定し、これにもとづいて水資源の確保につとめるべきである。

3. 基本的施策

(1) 水源および水質の保全

ア. 水源および水質の保全をはかるため、国有林や演習場内の水源地区の保護育成を積極的に働きかける。

イ. その他、地域の水源地帯については、開発規制をするとともに、その保護をはかるべきである。

(2) 漁川ダム建設促進

現在計画中の漁川ダムを、早期に建設するよう促進して、水資源の確保をはかるべきである。

(3) 地下水の開発および規制

工業用水は、今後においても地下水を開発して利用すると思われるので、地盤沈下などの対策を考慮して地下資源の調査をするとともに、工場などの揚水量の規制措置を検

討すべきである。

(4) 水資源の総合調整

今後、都市開発をすすめるため必要な上水道用水や工業用水と、農業用水利権との水利用上の改善が望まれるので、相互理解のもとで総合調整を進めて、水の効率的・合理的な利用をはかるべきである。

恵庭市総合開発計画審議会

都市建設専門部会審議経過

第1回都市建設専門部会 昭和47年1月17日

- (1) 主要指標の素案について
- (2) 開発構想図の素案について
- (3) 基本構想の審議の進め方について

第2回都市建設専門部会 昭和47年1月25日

- (1) 土地利用計画に関すること

第3回都市建設専門部会 昭和47年4月6日

- (1) 都市計画について
- (2) 道路の建設整備について
- (3) 交通・運輸・通信について
- (4) 治山・治水について
- (5) 水資源について

第4回都市建設専門部会 昭和47年8月30日

- (1) 基本構想・基本計画について

第5回都市建設専門部会 昭和47年10月11日

- (1) 基本構想について
- (2) 基本計画各論について

都市建設専門部会審議委員

部 会 長 川 原 政 雄

副 部 会 長 梅 村 芳 樹

審 議 委 員 青 山 章

 " 新 穂 栄 蔵

 " 高 橋 義 則

 " 野 原 牧 象

 " 渡 辺 幹 男

産 業 経 済 専 門 部 会 審 議

報 告 書

恵庭市総合開発計画審議会

昭和47年10月20日

恵庭市総合開発計画審議会

会長 水本 熊次郎 殿

産業経済専門部会

部会長 市川 市太郎

部会審議の報告について

基本方針で示された恵庭市の将来像とまちづくりの目標にもとづき、当部会の所管事項について審議の結果、別紙のとおり、基本構想および基本的施策をとりまとめたので、報告いたします。

目 次

第 1	農業の振興	1
1,	基本認識	1
2,	基本構想	2
3,	基本的施策	3
(1)	農業振興地域	3
ア,	農業保全地域	3
イ,	都市近郊農業地域	3
ウ,	農用地の開発	4
(2)	高生産・高収益農業の確立	4
(3)	豊かで近代的な農村社会の建設	5
ア,	農村集落の整備	5
イ,	生活環境施設の充実	6
ウ,	後継者および離農対策	6
(4)	総合的な指導推進機構の整備	7
第 2	工業の振興	10
1,	基本認識	10
2,	基本構想	10
3,	基本的施策	11
(1)	工業生産の拡大と既存工業の育成強化	11
ア,	工業地域の設定	11
イ,	工業団地の造成	12

ウ，既存工業の育成強化	1 3
(2) 進出企業と業種の選定	1 3
ア，業種の選定	1 4
(3) 工業労働力の確保	1 4
(4) 工業用水の確保	1 5
第3 商業の振興	1 6
1，基本認識	1 6
2，基本構想	1 7
3，基本的施策	1 7
(1) 商業活動基盤の整備	1 7
ア，商業地域の設定	1 7
イ，近隣商業地域の設定	1 8
ウ，商業業務地域の構成	1 8
エ，特色ある中心商店街の形成	1 8
オ，商店街整備	1 9
(2) 経営意識の高揚と近代化の推進	2 0
ア，指導体制の強化と産業会館の建設	2 0
イ，経営診断機能の充実	2 0
ウ，協業など組織化の推進	2 1
エ，融資制度の利用促進	2 1
(3) 消費者対策	2 1
(4) 流通業務団地の造成	2 2
第4 諸産業の振興	2 3
1，林業の振興	2 3

(1) 基本認識	2 3
(2) 基本的施策	2 4
ア, 国有林の整備	2 4
イ, 市有林, 民有林の整備	2 4
ウ, 演習場の緑化	2 4
エ, 森林組合の業務の拡大	2 4
2, 鉱業の振興	2 5
(1) 基本認識	2 5
(2) 基本的施策	2 6
ア, 骨材資源の開発と関連企業の近代化	2 6
イ, 鉱産物など資源探査	2 6
3, 水産業の振興	2 7
(1) 基本認識	2 7
(2) 基本的施策	2 7
ア, 道立水産ふ化場の誘致	2 7
イ, 内水面漁業の振興	2 8
第5 観光・レクリエーション	2 9
1, 基本認識	2 9
2, 基本構想	3 0
3, 基本的施策	3 0
(1) 北海道の観光センターの設置と広域観光ルートの設定	3 0
(2) 大衆的なレクリエーション施設の整備	3 1
(3) 商業的観光行事の計画推進	3 2

第 1 農 業 の 振 興

1. 基本認識

農畜産物の国際価格化・食生活の変化による米の生産調整、さらには道央圏の発展による都市化の影響などによつて、本市の農業をめぐる諸情勢は、一大転換期をむかえている。

こうしたなかにあつて、第1次産業としての位置づけと、道央圏の食糧供給基地としての確立をはかるためには、おもいきつた施策の展開が必要である。

したがつて、農業の基本的な方向づけを定めるためには、

第1に、都市化の進行と調和をはかりながら、農業振興地域を設定して、効率的な農用地の利用をはかる。

第2に、農業の構造改善を推進し、企業として成り立つ高生産、高収益農業をめざして経営基盤の確立をはかる。

第3に、農村集落の再編成計画を樹立して、農家の生活環境を改善し、豊かで近代的な農村集落の建設につとめる。

第4として、本計画を推進するための総合的な指導機構として、農業センターを設立し、農業関係機関の頭脳集団として、土地の流動化対策・協業化の推進・農村集落再編成など基本的な施策の実現につとめる。

以上の4つを柱に、作目的には北海道農業の特性と地域的特

質を生かした大規模高生産性農業の確立をはかることを計画の基調とし、そのめざすところは、

- ① 稲作の安定
- ② 酪農・畜産の振興
- ③ 都市近郊農業の確立

をはかつて、近代的な魅力のある農村地域の建設につとめるべきである。

2. 基本構想

本市の農業は、道央圏の食糧供給基地としての認識のもとに、進みゆく都市化に対応し、効率的な農用地の利用と生産性の向上をはかつて、企業化高収益農業を推進すべきである。

このため、農業振興地域整備計画を樹立して、

- ① 稲作の安定
- ② 酪農・畜産の振興
- ③ 都市近郊農業の確立

をはかり、積極的な農業の近代化を推進し、農村集落の再編成計画を樹立して、農家の生活環境の改善をはかり、豊かで近代的な農村集落の建設につとめるべきである。

3. 基本的施策

(1) 農業振興地域

都市化の進展に対処し、安定した農業経営を持続するためには、将来にわたって農地として保全し、農用地の効率的な利用をはかることである。

したがって、農業振興地域を指定し、長期に安定した農業経営を続けることができる農業保全地域と、道央圏内における都市化の進展に対応して、将来都市として開発が進むと想定される都市近郊農業地域に区分して、高度に活用をはかるべきである。

ア、農業保全地域

農業を安定した産業として育成していくため、大規模圃場整備事業などを積極的に推進する地域を農業保全地域として設定し、原則として都市開発行為はすべきでない。

イ、都市近郊農業地域

農業振興地域のうちで、現在市街化区域の農地および将

来都市化の進展により、市街地としての開発をすすめる計画予定地などを都市近郊農業地域として設定し、当面は農業経営の持続をはかりながら、都市化に対応した農業施策をことうづるべきである。したがって大規模圃場整備事業などはすべきでない。

ウ、農用地の開発

都市化の進展に伴い、主として酪農経営農家の農用地が減少するので、酪農家の経営安定と、将来とも市乳供給基地としての確保をはかるため、盤尻地区の民有林を含む山林地域を草地造成のための農用地として開発を促進すべきである。

(2) 高生産・高収益農業の確立

農業を振興させるための主要な課題は、現在の農業構造を改善して、高生産・高収益農業をいかに確立するかにある。

したがって、このための手段として

ア、生産基盤の整備・経営の拡大および機械化作業体系の確立をはかるべきである。

イ，適地適産を主体とした生産の主産地化・特産化など生産性の向上につとめ、農業の企業化をはかるべきである。

ウ，農産物の流通事情の変化に対応した生産指導・集荷販売など一連の機構を整備強化して、高収益農業の推進をはかるべきである。

これらの目標を達成するため、農業振興整備計画を樹立して、その具体策をこうずるべきである。

(3) 豊かで近代的な農村社会の建設

ア，農村集落の整備

市域内農業地域を2つの生活圏と近郊農業群とに分け、中心的路線型集落の形成をはかるとともに、市街地と各生活圏との主要幹線市道を舗装整備すべきである。

散在する農家住宅を中心的路線化集落に移転し、上下水道をはじめ有線テレビ・電話など文化生活に必要な施設の効率的な普及と作業農道を整備し、協業の推進・企業的農

業の確立をはかつて、楽しい環境の生活基盤を築くべきである。

イ，生活環境施設の充実

(ア) 各生活圏の中心地に、公民館 ● 保育所 ● 集会施設 ● 運動広場などのコミュニティ施設を設け、地域住民の連帯意識の高揚をはかるべきである。

(イ) 近郊農業群は、将来、都市化の状況に応じ、住区計画の推進と調和した施設整備をはかるべきである。

ウ，後継者および離農対策

多様化する農業を安定した企業的農業とするため、企業者 ● 技術者としての後継者を養成すべきである。

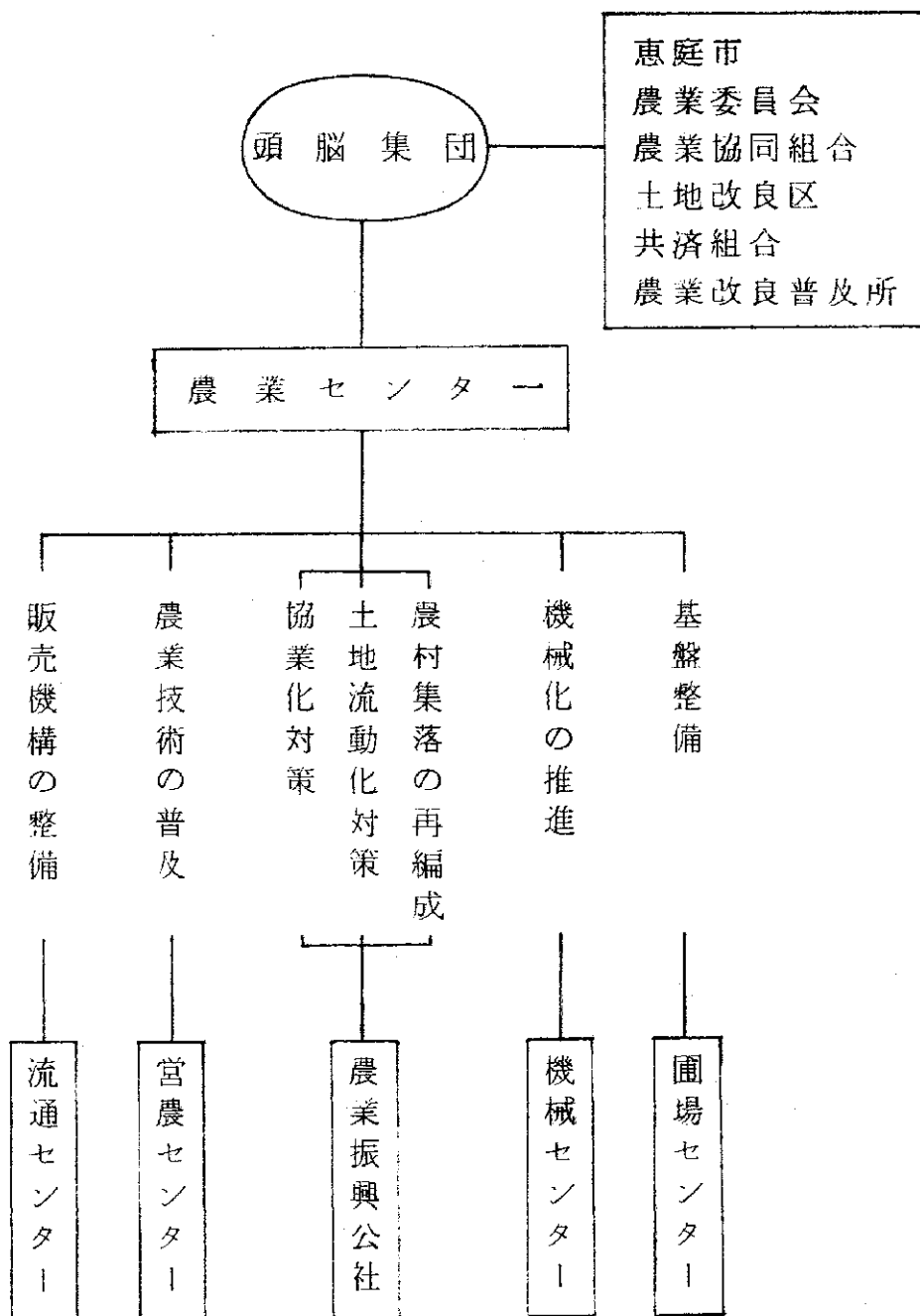
このため、頭脳集団としての農業センターに、常時、農業専門講座を設置して、農業サークル活動などの助長をはかり、農業経営者 ● 技術者としての教養を高めるべきである。

また、離農対策として、農業労働力の確保と企業的農業を推進するため、離農者の労働力を吸収し、高度な技術を習得させて農業技術者の養成をはかるべきである。

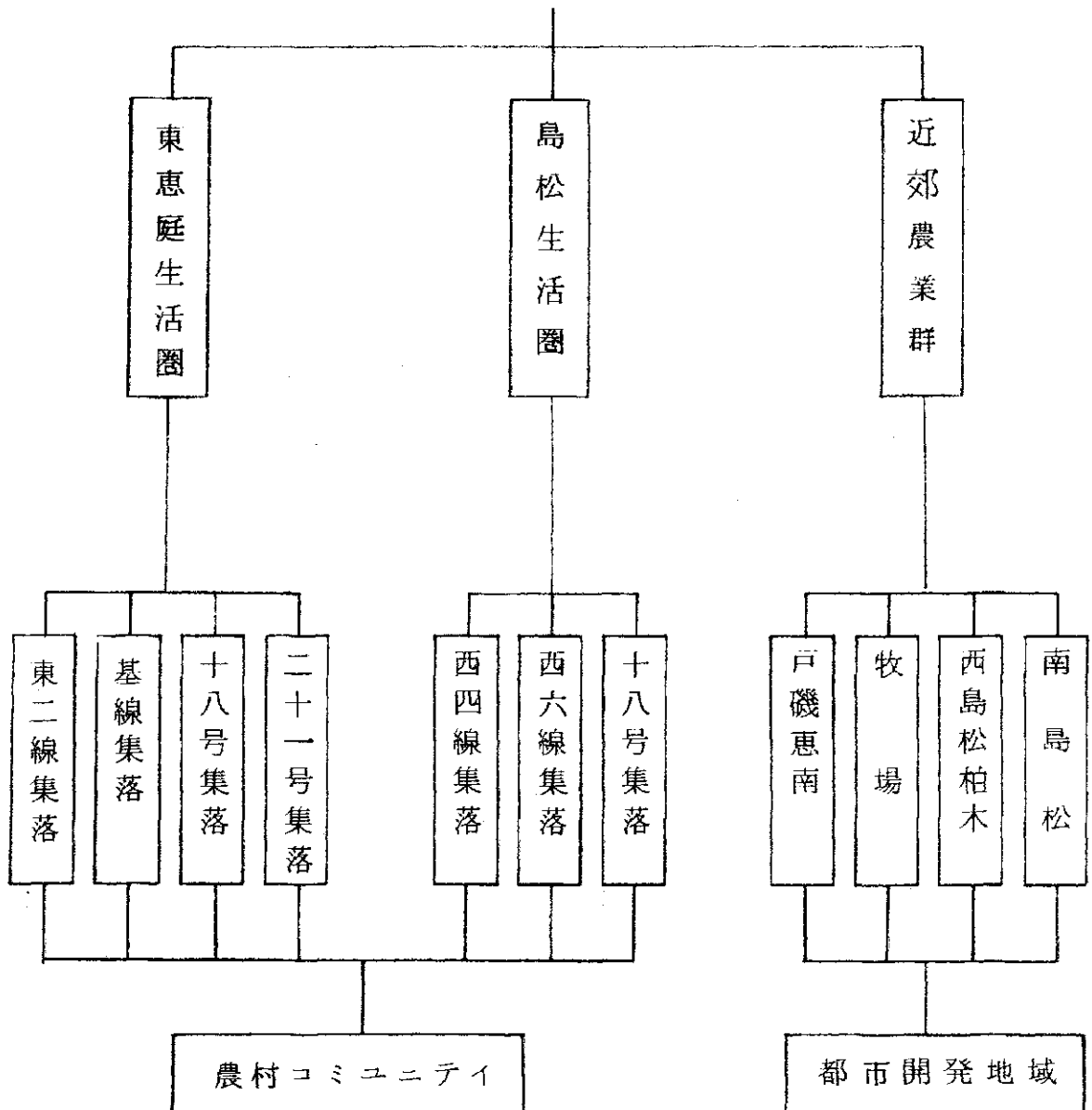
(4) 総合的な指導推進機構の整備

多様化する農業に対応し、企業化高収益農業の確立をはかるため、指導者が積極的に専門知識の導入をして、総合的な頭脳集団化をはかるべきである。そのため、農業センターを設置し、機構を整備して、土地の流動化対策・基盤整備・協業化・機械化の推進・技術の普及・農村集落の再編成など基本的な施策の実現につとめるべきである。

農地の流動化・協業化および農村集落の再編成などの推進をはかるため、新たに農業振興公社の設立について検討すべきである。



農業地域生活圏構想



第2 工業の振興

1. 基本認識

職住を近接し、豊かで創造的な生産都市としての開発を基本としたまちづくりは、第2次産業の振興すなわち工業化の推進であり、企業の積極的な誘致である。

本市の環境は、これらを進めるための地域性・交通条件ともに恵まれており工業にかける期待は大きい。

したがって、本市の工業開発は躍進めざましい道央ベルト地帯の発展とともに益々進むことが予想されるので、将来の都市像「豊かで創造的な生産都市をめざす。」ことから、生活環境との調和をはかりながら工業地域を設定して、インダストリアル・パーク（工場公園）型内陸工業化の実現と既存工業の育成強化を推進して、飛躍的な工業生産の拡大をはかるべきである。

2. 基本構想

地域の中小零細企業の育成強化と生産性の拡大をはかり、工業団地化を推進し地域に即した適応業種を選定してその誘致をはかり、「インダストリアルパーク（工場公園）型内陸工業の

集積化」を実現すべきである。

3. 基本的施策

(1) 工業生産の拡大と既存工業の育成強化

ア. 工業地域の設定

工業地域の配置については、今後さらに内陸工業地域として発展が予想されるので、将来の都市化に対応し生活環境との調和をはかりながら、工業地域の設定をはかるべきである。

(ア) 工業地域の設定については、既に計画されている地区のほかに、新たに、国道36号線沿いの柏木地区及び白樺町地区とすべきである。

(イ) 工業再配置計画の推進などによつて、更に内陸工業地域としての役割が高まると思われるので、西島松北地区を工業用地の特定地域として指定し、必要に応じて開発を進め

るべきである。

イ、工業団地の造成

(ア) インダストリアルパーク（工場公園）型内陸工業の実現

工業生産の飛躍的な増大と工業用地の需要をみたすため、工業地域の開発を積極的に推進し工業団地化をはかるべきである。

工業団地の造成については、公害防止と周辺地域との調和をはかるためインダストリアルパーク（工場公園）型とし、内陸工業化の実現をめざすべきである。

(イ) 工業団地の造成方法としては、それぞれの団地の基本計画を策定し、土地区画整理事業及び工業団地造成事業などとし、民間ディベロッパー（民間資本）の積極的な導入を期待する。

ウ、既存工業の育成強化

㊦ 既存工業の育成強化

市域内に混在している既存工業については協業化・共同化を積極的に推進し、生産施設の近代化と公害防止のため、工業地域に団地化をはかつて移転集約するよう促進し、その育成強化につとめるべきである。

㊧ 既存工業の金融対策

既存工業の近代化・団地化等を強力に推進するため、融資などを基調とした措置を配慮し、近代的企業化体制の確立につとめるべきである。

(2) 進出企業と業種の選定

本市の工業は、道央ベルト地帯の中央部と交通上の要衝地点として内陸工業の発展が期待されるところであり、企業の進出もますます活発化されるものと予想されるので、工業地域の専用化をはかつて市民生活向上の見地から公害の未

然防止に留意しつつ、進出企業の業種を選定しながら積極的な誘導立地につとめるべきである。

ア、業種の選定

工業再配置計画などの推進によつて各種企業の立地希望があるものと予想される。今後の企業立地に際しては、市の発展と地域住民の福祉の向上に役立つ業種の選定が必要である。

業種としては、付加価値の高い情報産業などを主体とした空港型工業をはじめ、生活改善型・労働吸収型工業などの誘致と振興をはかるべきである。

(3) 工業労働力の確保

工業生産の拡大をはかるためには、工業の誘導とともに労働力の確保は必須の条件である。

住宅対策をはじめ労働者の福利厚生施設など、働く者の生活環境の整備をはかつて、労働力の確保につとめる。又、自衛隊の退職者・離農者の企業への再活用を進めるとともに、婦人労働力の活用をはかるため、企業内保育施設などの設置を促進

すべきである。

(4) 工業用水の確保

本市の工業用水は主として地下水に依存している。

工業の集積が増大した場合、地盤沈下の発生が予想され地下水汲上げ規制の措置も考えられるので、基本的には河川水の利用によつて水の需要をみたすことが必要である。将来の工業化に対応した工業用水の需要計画をたてて、その確保をはからなければならない。このため、表流水による河川水利用について、農業水利などとの調整と漁川ダムからの取水について、国・道に働きかけてその実現をはかる。

第3 商業の振興

1. 基本認識

本市の商業は、都市化の進展と消費人口の増加に対応して、その活動基盤も次第に拡大されつつあるが、購買力の市外流出は、今日もなお続いている。

このことは、消費人口の絶対数の不足とデパートなど、大商業資本の導入がないこと、高級専門店の立地が少ないのは、本市を中心として、商圈の背景となる地域がないことと、中間的都市としての性格がはつきりしているところにある。今後は、このことを認識し市民の消費動向を見極めながら高級専門店などの育成と商業環境を整備し、顧客に利便を与えつつ、購買力の増強を図って、より活発に商業活動を推進することが重要である。

したがって、これらの振興策を図るため、商業業務地域、公園的・観光的商店街の形成など、特色のある中心商業地域の設定。今後、市街化の発展に対処して、各住区計画と関連した地域にショッピングセンターの設置を図るとともに、経営意識の高揚と近代化を積極的に推進すべきである。

本市が高速道路上の重要拠点となつたことから、将来、道央圏の大規模物流施設の集積地としての発展が期待されるので、

恵庭インターチェンジを中心とする牧場地区に流通業務団地を設置して、商圈の拡大と都市機能の高度化をはかるべきである。

2. 基本構想

市街地の構造改善を推進し、中心的な商店街の形成をはかりこの中心商店街は、駐車場・買物公園など公共サービス空間のある「歩行者のまち」として整備すべきである。

各商店経営者の意識の高揚をはかるため、商業診断など指導体制の充実・協業共同化の推進・消費者の利便を考慮した流通体制を確立し、購買力の流出防止につとめるべきである。

3. 基本的施策

(1) 商業活動基盤の整備

ア、商業地域の設定

商業活動の活発化と、その進展を図るため、土地利用計画に基づいて、国道36号線・旧国道を中心とした地域と島松駅前地区を今後とも商業地域として設定し、商業活動

の基盤とすべきである。

イ、近隣商業地域の設定

今後の発展に対応し、住区計画に基づいて、1住区に中心
的な近隣商業地域の設定をし、計画的にショッピング・セン
ターを設置して、消費者の利便性をはかるべきである。

ウ、商業業務地域の構成

中心市街地を横断している国道36号線は、交通公害の発
生によつて市街地の発展を阻害しているので、バイパス路線
の新設を促進して、現道を商業活動のメインストリートとし
て、銀行・一般会社の事務所・卸売業などを集積した商業業
務地域としての構成をはかるべきである。

エ、特色ある中心商店街の形成

モータリゼーションの普及によつて、日常生活圏は拡大
されつつあり、商店経営も自動車の影響するところが大き

い。

今後の商店街は、駐車規制をして車のない歩行者のまち・花のあるまち・遊戯場のある公園のまちとして、買物公園的な商店街を形成し、高級品・専門品などを豊富に取り揃えた専門店の育成も図つて、市民のレジャーなど、サービス機能の充実した魅力ある商店街の形成を推進すべきである。

商店街の中に混在している飲食店などを現在もつとも集中している地区にレジャー施設と歓楽的な業種を集積させて、積極的に中心市街地の開発を進めるべきである。

これを進めるための地区を指定し、一般住宅を住宅地に移転するよう促進し、その専用化を図るべきである。

オ、商店街整備

魅力ある商店街の形成を進めるため、店舗の改造・街灯の設置・ロードヒーティング・カラー舗装などを促進するとともに、でき得る限り商店街が共同で事業を実施し、経費負担の軽減と事業効果を発揮できるよう指導すべきである。

商店街整備のため、助成措置と融資制度を検討すべきである。

(2) 経営意識の高揚と近代化の推進

ア、指導体制の強化と産業会館の建設

消費動向・流通形態が多様化し高度化されている。これらの変化に対応し得る指導体制の整備が必要である。このため商工会を商工会議所に昇格するよう促進し、商業経営者の意識の向上と人材の養成につとめ、経営の近代化をはかるべきである。

商工会議所・商工業者の研修・従業員の講習など、商工振興の場として活用をはかるため、産業会館の建設を促進すべきである。

イ、経営診断機能の充実

経営実態の把握と積極的な商業活動を助長するため、経営診断員の配置をはかり、経営内容・販売および、在庫管理・会計・経理事務の合理化を期すため、商工会議所に中小企業計算センターの設置を促進すべきである。

ウ、協業など組織化の推進

中心商店街の整備強化をはかるたう、経営の近代化・合理化・ならびに脱落者防止のため、協業などの組織化を推進する。

消費者物価安定対策も考慮して、住区計画に基づいたショッピングセンター内に、総合食糧品小売センターなど公設店舗の設置をはかるべきである。

エ、融資制度の利用促進

現在行なわれている融資制度の内容の充実と利用促進をはかつて、中小企業の振興につとめるべきである。

(3) 消費者対策

所得の向上と多様化した消費者意識の変化によつて、消費生活は次第に高度化が進みつつあり、多種多様な商品の出現とともに、不当表示・有害危険商品などの問題が生じ、上昇しつつある消費者物価とあわせて、消費者対策が強く望まれる。

したがって、消費者が公正かつ満足な買物ができるよう商店の改善指導をするとともに消費者の保護をはかるため、消費生活モニター制度の充実・消費生活コンサルタントによる指導消費者団体の育成などをはかつて、消費者教育の推進につとめるべきである。

(4) 流通業務団地の造成

本市の交通事情の優位性を生かし、広域的な見地から恵庭インターチェンジ周辺にトラックターミナルを含む、大規模な物流施設を配置した流通業務団地の造成を推進して、都市機能の高度化をはかるべきである。

これを進めるため、基本計画を策定してその開発を促進すべきである。

流通業務団地の造成は、民間資本の導入による開発を期待すべきである。

第4 諸産業の振興

1. 林業の振興

(1) 基本認識

本市における山林は、所有形態および生育状態からみて、当面産業としてその発展を望むことはできない。むしろ、木材需要期に伐採した資源を植林・造林事業の促進により蓄積する時期にある。また、森林のもつ機能と効用を認識し国土保全・水源涵養・治山・治水という面から保全し、市民の余暇の増大に伴いレクリエーション地域として活用されるなど人間と緑のかかわりあいのなかで新たな森林に対する需要が生まれ、その景観の保持をはかつていく必要があり、特に、本市における山岳丘陵地帯の構成状況からみても国有林は、演習場に近接し源流地域を包含しているのでこれを保全しなければならない。

したがって、将来の木材資源の需要に備えた資源の蓄積と森林機能にもとづいた保全と活用をはかり、みどり豊かなまちづくりを推進すべきである。

(2) 基本的施策

ア，国有林の整備

造林・補植・保育事業など適正な施業の推進と林道の整備
および休養保安林の造成整備を促進すべきである。

イ，市有林・民有林の整備

低質林の林種転換・造林事業を拡大して木材資源の蓄積を
はかるべきである。

ウ，演習場の緑化

演習場内の荒廃化を防止し保水力を増大させるため、植林
および草地造成など緑化を推進すべきである。

エ，森林組合の業務の拡大

林業振興の母体として森林組合を育成強化し、植林受託経

営・造林計画の指導・大規模シイタケ園の造成など業務の拡大をはかるべきである。

また、市民総ぐるみ緑化推進計画実践の中核団体として育苗事業を推進し、公園・街路・市民交流の森に植樹する苗木の供給をはかるべきである。

2. 鉱業の振興

(1) 基本認識

本市における鉱産物は、河川流域の砂利および土壌の特性による火山灰土であり、建設資材として活用されてきたが砂利の採取は、近年河床低下を招き、現在は規制され産砂利碎石に移行している。

一方、これらにたずさわる関連企業の体質・設備などの基盤も十分とは言えない面もあり、行政指導の強化と企業の近代化・合理化を促進する必要がある。

したがって、本市における鉱業は、骨材資源の開発と関連企業の近代化と資源探査による鉱産物の開発を基調に、地場産業としての育成強化につとめるべきである。

(2) 基本的施策

ア、骨材資源の開発と関連企業の近代化

都市化の進展に伴い陸砂利・砕石・火山灰土の需要が今後一層増大するものと予想されるので、資源の安定供給をはかるため、広域的な資源調査を促進し確保をはかるべきである。

市域内の資源供給地域については・採掘・原形回復の技術的手法の研究・指導体制を確立して自然環境および生活環境の保全につとめるべきである。

関連企業の協業化・生産・販売・輸送の共同化・設備の近代化を促進し安定した地場産業として育成すべきである。

イ、鉱産物など資源探査

市域内の探査により、鉱産物など埋蔵資源の開発につとめるべきである。

3. 水産業の振興

(1) 基本認識

市域内の河川流域の良質な湧水地域を利用して、近年淡水魚の養殖・観賞魚の集荷施設が立地し稲作転換とも関連して内水面漁業の振興意欲がたかまり安定した生産供給体制を確立すれば、道央圏を消費対象とした産業に育成することが可能である。

また、漁川ダムの完成をまつて清流「漁川」を「魚つりのできる川」に復元浄化し、観光資源の開発、市民のレジャーに活用する面も考慮されるべきで、本市における内水面漁業は市民と自然のつながりを深めることを基調に、地場産業として位置づける施策を講じてその振興をはかるべきである。

(2) 基本的施策

ア、道立水産ふ化場の誘致

柏木地区の河川流域・湧水地帯に道立ふ化場を誘致し、広域的な見地から、本道水産業の振興と本市における内水面漁業の振興をはかるための研究・指導体制の確立をはか

るべきである。

イ，内水面漁業の振興

養殖漁業を奨励し、地域に適應した魚族の開発・稚魚のふ化施設を整備し、安定した生産体制の確立をはかるべきである。

また、漁川など市域の河川の浄化をはかり、えん堤に魚道の整備を促進し稚魚を放流して、市民のレジャー・観光資源として活用すべきである。

第 5 観 光・レ ク リ エ ー シ ョ ン

1, 基本認識

本市周辺の観光地としては、支笏・洞爺国立公園・定山溪・登別などの温泉街が比較的近距离にあり、市民の余暇に活用されている。しかし、モータリゼーションの普及と高速交通時代をむかえた今日では、観光レクリエーションに対する概念も一変し、観光資源の価値観も多様化してきた。特に大消費地札幌市を後背地とする本市は、ゴルフ場・ヘルスセンター・ボーリング場・ドライブインなどレジャー産業が立地し、レクリエーション都市化の様相を呈してきている。

このことは、観光のルート化と大衆化が進行していることを示すもので、特異な観光資源がなくとも、市域内の自然環境を生かし、広域的に配慮した観光道路の開発と、特色ある施設づくりを促進することにより、観光開発は可能である。

したがって、高速自動車とそのインターチェンジ周辺・道々光龍鉦山恵庭停車場線と、その沿道の溪谷美・建設が予定されている漁川ダムおよび市域内に散在する諸施設の整備拡充と効果的な活用など観光資源の集積をはかり、レクリエーション都市的機能の充実につとめるべきである。

2, 基本構想

恵庭インターチェンジを拠点とした支笏・洞爺国立公園に通ずる広域観光ルート化を推進し、その周辺に観光・レジャー施設の整備を促進すべきである。

3, 基本的施策

(1) 北海道の観光センターの設置と広域観光ルートの設定

道央自動車道・恵庭インターチェンジを中核に北海道横断自動車道の整備計画を促進し、道々光龍鉦山恵庭停車場線を観光道路として整備し、支笏・洞爺国立公園および周辺観光地を結ぶ広域観光ルート化を推進すべきである。

ア、道々光龍鉦山恵庭停車場線の整備とあわせ、サイクリングロードを付設して、周遊コース化をはかるべきである。

イ、恵庭溪谷を探勝できる施設づくりを推進すべきである。

ウ、恵庭インターチェンジ周辺には、大規模なドライブイン・観光宿泊施設・レジャー施設を導入し、バスターミナルの建設を促進し、観光基地化をはかるべきである。

(2) 大衆的なレクリエーション施設の整備

建設が期待される漁川ダムおよび恵庭溪谷周辺を中心に、盤尻地区一帯に大衆的なレクリエーション施設の整備を推進すべきである。

ア、キャンプ村・自然遊歩道・山の家を建設すべきである。

イ、市民スキー場を建設すべきである。

ウ、子供の国の誘致をはかるべきである。

エ、観光牧場・都市生活者を対象としたピクニック農場の設置をはかるべきである。

オ、市域内に植生するスズランを中心に、草花を集積した原生花園を造成すべきである。

力、漁川ダムの建設を促進し、淡水漁を放流して魚つり場を設けるべきである。

(3) 商業的観光行事の計画推進

地域の特色を生かしたお祭りの商業観光行事を、市民の総意と創造のもとに計画し、実施すべきである。

恵庭市総合開発計画審議会
産業経済専門部会審議経過

第1回産業経済専門部会 昭和47年1月21日

- 1) 主要指標の素案について
- 2) 開発構想図の素案について
- 3) 基本構想の審議の進め方について

第2回産業経済専門部会 昭和47年3月10日

- 1) 農業・商工業関係者の意見聴取について
- 2) 道央食糧供給基地としての農業について

第3回産業経済専門部会 昭和47年3月24日

- 1) 地元商工業の振興をいかにしてはかるか。
- 2) 開発構想図の素案について
- 3) 基本構想の審議の進め方について

第4回産業経済専門部会 昭和47年5月1日

- 1) 地域に即した企業の誘致と育成
- 2) 林業の振興
- 3) 水産業の振興
- 4) 労働力の確保と労働対策

第5回産業経済専門部会 昭和47年9月11日

1) 基本構想について

第6回産業経済専門部会 昭和47年10月18日

1) 基本構想について

2) 基本計画について

産業経済専門部会審議委員

部会長	市川	市太郎
副部会長	大川	清人
審議委員	関川	光雪
〃	永峯	教行
〃	平中	勝己
〃	福屋	茂見
〃	松原	歳春